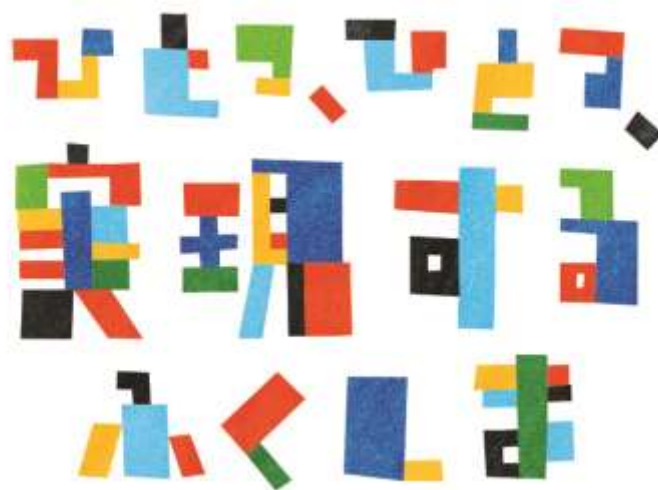


ふくしまの復興・創生に向けた
提案・要望



令和3年6月14日

福島県

東日本大震災及び原子力災害から10年余が経過し、4月から第2期復興・創生期間がスタートしました。

この間、県民の懸命な努力と国内外からの温かい御支援により、避難指示区域の縮小やインフラの復旧、県産品の国内外における高い評価、さらには、福島ロボットテストフィールドを始めとする福島イノベーション・コースト構想の取組も進展しており、今後は、国際教育研究拠点を中核とした、世界に誇れる復興・創生を目指すなど、福島の復興は着実に歩みを続けております。

一方で、今もなお多くの県民が避難生活を続けておられるほか、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水対策、根強い風評と風化の問題などに加え、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除を始めとした、いまだ解決の道筋が示されていない課題や、復興の進展に伴って新たに顕在化する課題など、当県は多くの困難な課題を抱えています。

こうした中、先般、福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）の処分に係る政府の基本方針が決定され、また一つ新たな重い課題が課せられることとなりました。

さらに、当県は、令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震などにより甚大な被害に見舞われているほか、いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症など、喫緊の課題にも対応しながら、復興・再生が遅滞することのないよう、確実に取り組んでいかなければなりません。

このような中、国におかれては、改正福島復興再生特別措置法に基づき、今年3月の「福島復興再生基本方針」の閣議決定に続き、4月には当県が作成した「福島復興再生計画」について総理大臣の認定を頂いたところです。福島の復興は、長い戦いとなりますが、今後も復興・再生を切れ目なく着実に推進し、更に加速させていくためには、柔軟な制度の確立と十分な財源確保が必要不可欠となります。

当県では、震災から10年を機に「ひとつ、ひとつ、実現するふくしま」という新スローガンを策定いたしました。県民の思いを一つ一つ形にするため、県、市町村、県民が一丸となって、全力で取り組んでまいりますので、国におかれましては、福島の復興・創生に向け、令和4年度以降も引き続き、総力を挙げて対応していただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和3年6月14日

福島県知事 内堀雅雄

目 次

<最重点要望項目>

<全般的事項>

I ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応 1

II 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応 4

III 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化
. 5

<個別事項>

IV 避難地域・浜通りの復興・再生 10

V 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出
. 22

VI 原子力発電所事故への対応 34

VII 風評払拭・風化防止対策の強化 43

VIII 県民の健康と安全・安心を守る取組 49

IX 産業再生、インフラ整備 55

X 地方創生の推進、デジタル社会の実現、大規模自然災害への対策
. 64

<重点要望項目>

I	全般的事項	67
II	避難解除等区域等	85
III	生活環境	86
IV	保健・医療・福祉	98
V	商工労働・観光交流	108
VI	農林水産業	113
VII	県土整備	133
VIII	教育	153

＜最重点要望項目＞

＜全般的事項＞

I ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制庁】

ALPS 処理水の取扱いについて、4月13日に、政府による処分に係る基本方針が決定されたところである。

この基本方針については、農林水産業を始めとする関係団体から、不安や風評への懸念が払拭されるまでは海洋放出に反対するとの意見が示されているほか、陸上保管の継続を求める意見、新たな風評が生じることを懸念する意見などが数多く示されるなど、県民及び国民の理解が十分に得られているとは言えない状況である。さらに、海外の一部の国・地域からも、当県の現状やトリチウムに関する正確な情報が十分に伝わっていないと考えられる意見が示されているところである。

国においては、この問題が福島県だけではなく日本全体の問題であることを強く認識するとともに、当県が置かれている厳しい状況をしっかり受け止め、処理水の処分により、これまで県民が積み重ねてきた努力を後退させることのないよう、国が前面に立ち、関係省庁が一体となって万全な対策を講じること。

(1) 関係者に対する説明と理解

処理水の処分に係る基本方針等について、農林水産業や観光業の事業者を始め、県内の自治体等の関係者に対し、丁寧な説明を行うとともに、関係者の声を受け止め、理解が深まるよう取り組むこと。

(2) 浄化処理の確実な実施

タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、第三者機関による比較測定等を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組むこと。

また、地元関係者などの立ち会いの下、環境モニタリングを実施するとともに、処分設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じること。

あわせて、処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

(3) 正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果はもとより、国による基本方針決定のプロセスなど、当県の状況が正しく理解されるよう、正確な情報が広く国内外に伝わるための分かりやすい情報発信を行うこと。

また、国内外の関係者等から処理水の取扱いに関する説明を求められた場合には、国として直接対応し理解促進を図ること。

(4) 万全な風評対策と将来に向けた事業者支援

新たな風評を発生させないという強い決意の下、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業を始めとする県内の幅広い業種に対する、万全の風評対策が講じられるよう、中長期的な行動計画の策定に当たっては、これまでの継続的な取組により回復傾向にあった農林水産物の価格の下落や担い手の減少を生じさせないための対策、教育旅行を始めとする観光誘客等に影響を与えないための対策等について、具体的な内容を早期に示すとともに、関係者の意見を十分に踏まえた上で、実効性のある計画にすること。さらに、策定後の着実な取組推進はもとより、フォローアップ結果についても、県民及び国民の目に見える形で分かりやすく発信すること。

特に、処理水の取扱いは長期に及ぶことから、水揚げされた水産物が全量、適正な価格で取引されるなど、事業者が将来にわたって、安心して事業を営むことができるような仕組みを、国において構築すること。

また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

(5) 処理技術の継続的な検討

国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

(6) 東京電力への指導・監督

東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、多くの県民が不安を感じている。廃炉・汚染水・処理水対策は、長期間にわたる取組が必要であり、県民や国民の理解が極めて重要であるため、国においては、東京電力の管理体制について、県民目線に立った抜本的な改革が図られるよう、強く指導・監督すること。

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省】

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響は、県民の心身への負担を増大させており、東日本大震災及び原子力災害を始め、令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震など、度重なる困難を懸命に克服しようとする県民の意欲を削いでしまう懸念がある。

こうした中、当県の新型コロナウイルス感染症による患者発生は高い水準で推移し、病床ひっ迫が継続していることに加え、変異株による感染が数多く確認されるなど、新たな脅威に直面しており、医療提供体制の強化等が重要であることから、更なる病床の確保や医療現場への支援等に必要な予算を確保するとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用等に当たっては、早期に感染を抑え込むためにも、自治体の意向を十分に踏まえ、迅速かつ柔軟に対応し、実効性を格段に引き上げる運用とすること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ社会経済活動の回復・維持を図るため、サプライチェーンの再構築に向けた支援や、飲食事業者や交通事業者など厳しい経営環境が長期化している事業者に対する支援等、地域の実情に即した経済対策を行うとともに、雇用に対する情勢が深刻化していることから、引き続き、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。

特に、国境・県境を越える移動の制限や不要不急の外出自粛等の感染拡大防止策により、甚大な影響を受けている観光業については、社会情勢を踏まえた国内観光需要の喚起策を実施するための十分な予算の確保に加え、インバウンドの回復に向けた取組を推進すること。

さらに、ワクチン接種に当たっては、いまだ2万8千人を超える方々が県外へ避難されている当県の特殊事情も十分に配慮した上で、全県民が適切に接種できるよう、きめ細かな対応を行うとともに、治療薬の実現に向けて、研究開発を行う機関・企業に対する支援のほか、医薬品・医療機器等の産業育成を一層推進するなど、当県の復興・再生が遅滞することのないよう、引き続き、国を挙げて対応すること。

Ⅲ 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化

1 復興に向けた総合的な施策の推進

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、廃炉・汚染水対策、風評払拭・風化防止対策、福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、多岐にわたっており、今後も中長期にわたってあらゆる挑戦を続けていかなければならない。

こうした中、当県の更なる復興・再生の推進に向けては、その要である福島復興再生特別措置法や、同法に基づく「福島復興再生基本方針」、今年4月に認定を受けた「福島復興再生計画」における取組等を着実に実行していくことが不可欠である。さらに、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備や、避難指示が解除された地域における生活環境の整備等、当県特有の問題が山積しているほか、それぞれの市町村によって復興の進捗が異なるとともに、同じ市町村の中でも地域によって状況が大きく異なるなど、深刻かつ複雑な難しい課題に直面している。今後新たに顕在化する課題及び多様なニーズも含め、現場の実態と状況の変化を把握しながら、第2期復興・創生期間以降においても、当県の復興・再生に引き続き国が前面に立って取り組むとともに、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、柔軟な制度及び十分な財源確保により対応すること。

さらに、いまだ諸外国における当県産農林水産物等の輸入規制措置が続いている等、原子力災害による影響は県内全域に及んでいる。風評払拭・風化防止対策や、避難者に対する支援、事業・生業の再生など、福島の復興・創生に向けた取組に当たっては、当県の特殊事情を踏まえ、県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

2 国際教育研究拠点の実現

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】

国際教育研究拠点は、浜通り地域等の復興・創生、分野横断的な研究及び産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積及び世界への発信等を推進する重要な拠点であり、今般のALPS処理水の処分方針の決定を受けても、風評払拭・リスクコミュニケーションを研究分野の一つとして取り組む拠点の重要性は一層高まっている。このため、昨年12月に策定した「国際教育研究拠点の整備について」を踏まえ、「福島イノベーション・コースト構想」における創造的復興の中核拠点となるべく、縦割りを排した総合的な復興庁所管の国立の研究開発法人とし、国が責任を持って、長期にわたる予算、人員体制を確保すること。

拠点で行う研究分野については、福島ならではの課題であり、これまでの研究では解決が難しかったもの等に対し、新たに分野融合等により取り組むものとし、廃炉に関する技術の応用や、福島ロボットテストフィールドを活用した最先端のロボット・自動運転、農林水産業、エネルギー、放射線科学・創薬医療、原子力災害に関するデータや知見の集積・発信など最先端の研究を行うとともに、その実用・産業化に取り組むこと。

その際、県内に既に立地している研究施設等については、単なる集約・統合の対象とするのではなく、拠点を中心とした司令塔機能の下、機能の重複を避けつつ、福島イノベーション・コースト構想の最大限の効果発現に向けて、相乗効果の発揮に努めること。

加えて、県内の実証フィールドを最大限活用するほか、他の地域ではできない実証を可能とする規制の特例措置の整備など、研究者の特性やニーズを踏まえた魅力ある研究環境を実現すること。

また、研究者が最先端の研究を行いつつ安心して教育にも取り組んでもらえるような体制整備、連携大学院制度の実現に向けた検討や初等中等教育機関との連携による学習充実支援など、教育・人材育成機能についても充実すること。

さらに、拠点設置に伴い、研究者やその家族等を受け入れるための生活環境・インフラの整備など、まちづくりに必要な予算を確保すること。

3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和4年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう以下の措置を講じること。

- ① 移住・定住促進事業について、移住希望者の体験・見学活動や住宅確保、テレワーク環境の整備等の移住者向け財政支援など、移住希望者のニーズに応じた効果的な移住支援が可能となる柔軟で使いやすい制度とすること。
- ② 面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件を緩和するなど、運用の弾力化を図ること。
また、特定復興再生拠点区域における必要な事業等、復興の進捗状況に応じて対象事業及び対象経費を追加すること。
- ③ 適時的確な事業着手や複数年度にわたる継続的な事業への対応など、柔軟に切れ目なく取り組むことができるよう、基金造成の対象を拡充すること。

(3) 被災者支援総合交付金の予算確保等

仮設住宅から災害公営住宅等への移行や避難生活の長期化など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、民間団体による相談・見守り、交流活動、被災者の心のケア、子どもの健康支援などの様々な施策により、被災者の生活再建に向けた支援を行う必要があることから、被災者支援総合交付金については、長期かつ十分な予算を確保すること。

(4) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方の税財源の大幅な減少が見込まれる一方、感染症への対策、令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震による災害からの早期復旧など、広範かつ膨大な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、基盤強化期間が終了する令和4年度以降においても、地方一般財源総額を確実に確保し充実させること。

4 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

<個別事項>

IV 避難地域・浜通りの復興・再生

5 避難地域の復興実現

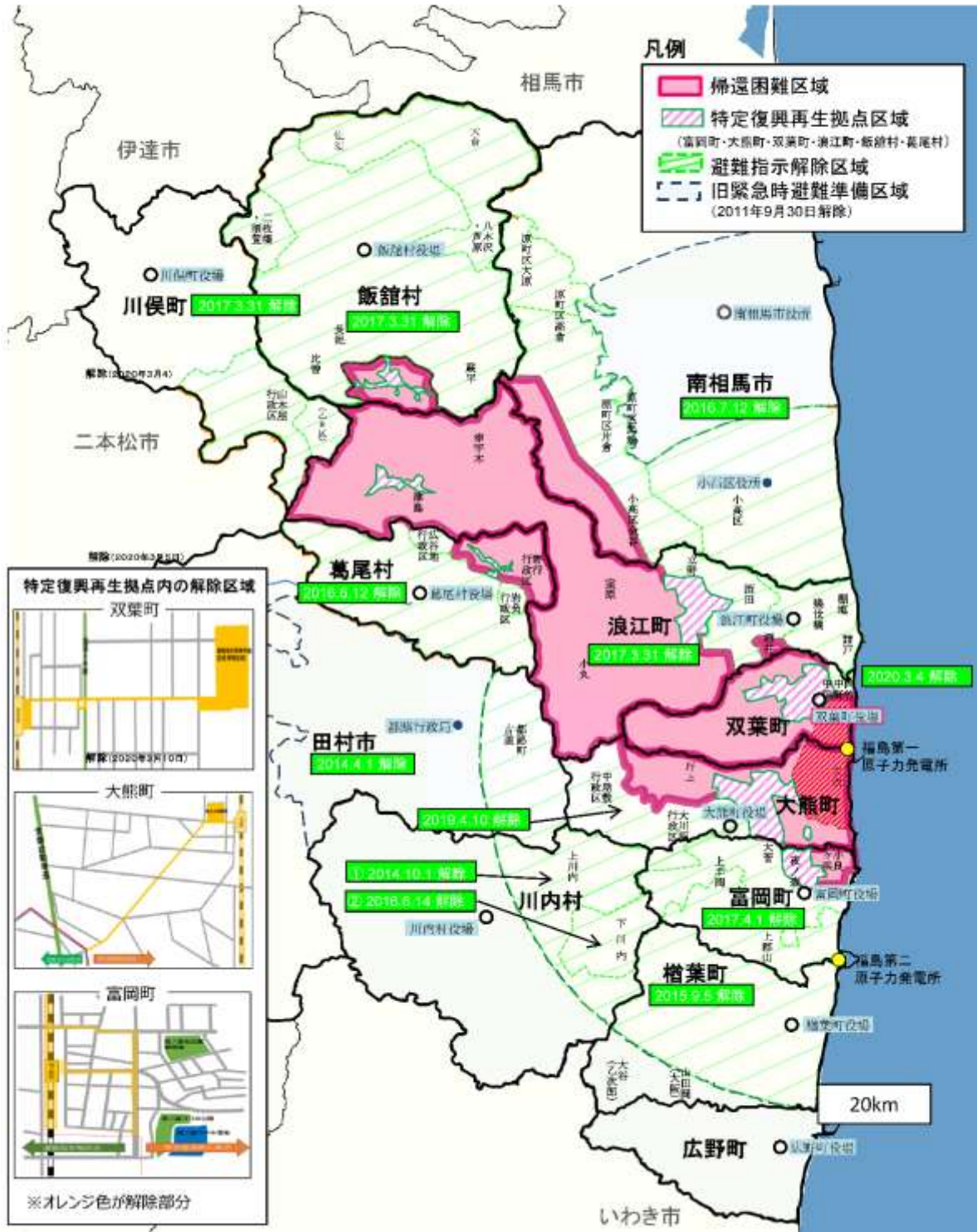
【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、買い物、商業施設の運営支援、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等の生活環境整備や、物流機能の回復、産業・生業の再生、新産業の創出、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

復興の進捗は自治体ごとに異なっており、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面している。

そのため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、「福島12市町村の将来像」の具現化に向け、国が前面に立って、県、市町村と連携した推進体制を確保すること。

避難指示区域の概念図



6 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、安心して帰還できる生活環境の整備や産業・生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

また、帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村の中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援するとともに、令和4年春頃に特定復興再生拠点区域の一部において避難指示の解除が予定されており、帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、拠点区域外の今後の方向性を示す必要がある。このため、まずは、地元自治体から強い要望がある宅地の除染・家屋等の解体、さらに、営農意欲のある農業者が有する農地の除染をするなど、地元自治体の個別の意向を踏まえた避難指示解除の実現に向けた具体的方針を早急に示し、切れ目ない復興・再生を進めること。

7 避難地域等の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁】

(1) 被災事業者等の支援

避難地域12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

あわせて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業、原子力災害被災地域創業等支援事業及び浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業の既存支援策について、中長期的に継続するとともに十分な予算を確保すること。

特に、特定復興再生拠点区域等においては、事業者の帰還が進んでおらず新たな事業者の呼び込みも必要なことから、創業支援について、既存支援策の拡充等を行うこと。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続等

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の見直しに伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、令和4年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

また、中小企業施設等災害復旧事業について、今年2月の福島県沖地震による甚大な被害は、東日本大震災からの復興に取り組む被災事業者を始め、県内の広域に及んでいることから、一刻も早い事業再開・継続を支援するため、十分な予算を確保するとともに、迅速な対応を行うこと。

8 避難地域の営農再開に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

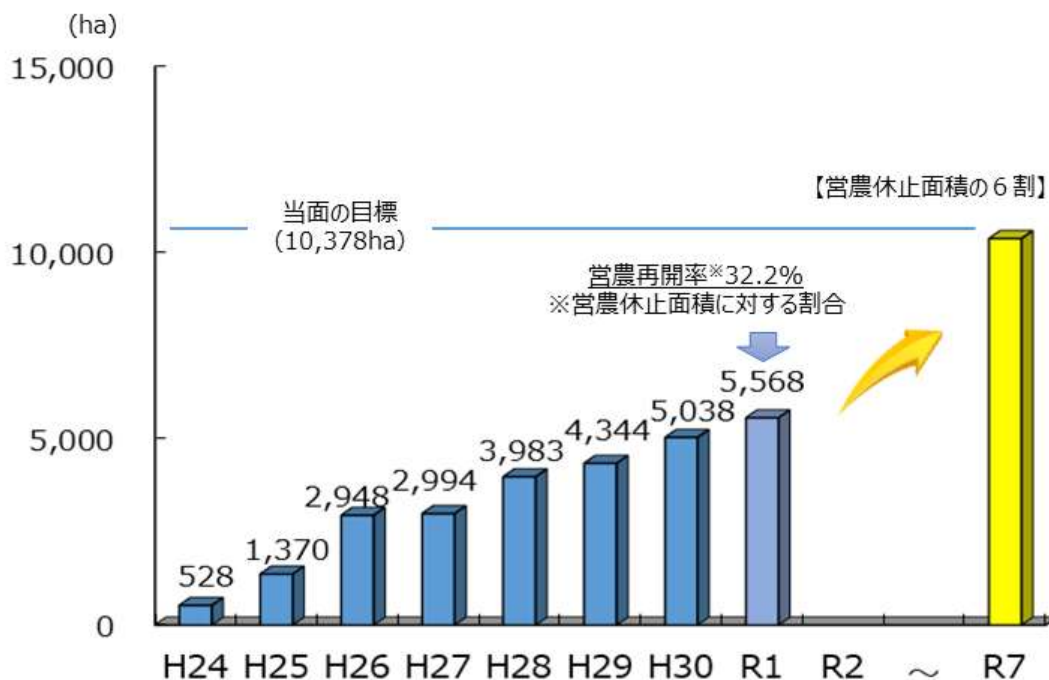
東日本大震災から10年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に徐々に営農再開が進みつつある一方、避難指示が解除されて間もない地域では営農再開の初期段階にあるとともに、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域の除染が実施中であるなど、それぞれの地域で営農再開の状況が大きく異なる。

避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び被災地域農業復興総合支援事業）について、令和4年度以降も継続し、十分な予算を確保すること。

また、「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」を実現し、営農再開を加速するため、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施に当たっては、避難地域で農産物の生産や加工等の核となる事業者の誘致に取り組むとともに、県・市町村・関係機関と一体となって産地形成を支援すること。

あわせて、当該事業を令和4年度以降も継続し、十分な財源を確保すること。

避難地域の営農再開目標



9 避難地域等の鳥獣被害対策の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 生活環境整備に向けた鳥獣被害対策の推進

避難地域12市町村を始め、県内で増大するイノシシ等の鳥獣被害の防止に向けて、県や市町村が実施する対策が円滑に実施できるよう、引き続き必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

また、帰還困難区域においては、国における捕獲目標を明確化した上で、最大限の捕獲に取り組むこと。

特に、令和4年春頃に避難指示の解除が予定されている特定復興再生拠点区域の一部においては、帰還や移住した住民の生活等に支障を来すことのないよう対策を実施すること。

(2) 農作物被害防止のための取組への支援

深刻・広域化する野生鳥獣による農作物被害を防止するため、侵入防止柵の整備や捕獲活動の強化などの取組に必要な予算を確保するとともに、対策が適切な時期に実施できるよう鳥獣被害対策関連事業の柔軟な運用を行うこと。

また、鳥獣被害対策の実施に当たる専門的な知識を有する人材の確保や育成に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

10 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制については、避難指示が解除等された各市町村において、双葉町を除き少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」が開院したが、いまだ十分な医療の確保がされている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療（医療・介護の連携）等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要である。

これらの取組は、原発事故を由来とする特殊事情を原因としたものであることから、国において以下の措置を行うこと。

(1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

現在、再開・開設した医療機関の約7割が人件費・運営費の支援を受けて稼働しているなど、避難地域の帰還状況から経営環境の急速な改善は厳しい見通しであるとともに、今後、専門医療（人工透析等）の確保や、帰還困難区域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、新たなニーズも想定される。

については、国は、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて中長期的に取り組むために必要となる財源を、第2期復興・創生期間以降も安定的かつ十分に措置するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。

(2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

避難地域においては、医師派遣や看護職員の住宅確保等、医療機関に対する緊急的な人材等の支援を実施することで医療提供体制を維持しているが、人材確保が困難な状況が今後劇的に好転するとは考えにくく、必要な施策を講じなければ、人材の地域偏在はより深刻化すると見込まれる。

こうした中、修学資金制度等を始めとする人材確保・地域定着策について、これまでと同規模かつ複合的に実施し、県内全域において人材を確保することにより、避難地域へ人材を提供していく必要がある。

については、避難地域の医療提供体制を安定的なものとするため、当県が行う切れ目のない医療従事者確保対策に必要な財源を、第2期復興・創生期間以降も安定的かつ十分に措置するとともに、財源措置の見通しを速やかに示すこと。

11 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から10年が経過した今もなお、3つの町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、特にこれから地元での学校再開を目指す大熊町・双葉町、避難先でも学校運営を継続している富岡町においては、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を、引き続き行うこと。

- ① 保護者が通わせたい、また、子どもたちが通いたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域12市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、引き続き予算を確保すること。
- ② 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。
- ③ サテライト校として教育活動を続けている富岡支援学校への支援を継続するとともに、富岡支援学校の双葉郡内への早期帰還のため、新校舎の整備や旧校舎の解体等の環境整備について支援を行うこと。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

福島県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、平成31年4月に開校したふたば未来学園中学校及び先行して開校しているふたば未来学園高等学校の寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流など魅力ある教育活動や、海外研修における渡航費への支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のコーディネート力の向上を図る取組に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員を継続して配置できるよう、予算の確保・拡充を図ること。

12 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「小名浜道路」を始めとした「ふくしま復興再生道路」や、中通り・会津から浜通り地方へ連絡する「地域連携道路」等の整備を進めている。しかしながら、避難地域等の復興はいまだ途上であり、事業着手後間もない箇所が存在するなど、今後も継続して中長期的な対応が必要となることから、復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

(2) 第2期復興・創生期間以降の復興事業（道路事業）の予算確保

避難地域12市町村内の道路の整備については、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、避難地域の復興を成し遂げるため、第2期復興・創生期間以降における必要な予算を確保すること。

また、避難地域では、地域の課題となっている隘路や復旧・復興工事による道路の損壊が、新たな移住者を呼び込む上で妨げとなることから、地域住民や移住者等が安全に通行できるよう、道路改良や修繕等に必要な予算確保を始めとした支援を講ずること。

(3) 常磐自動車道（仮称）小高スマートICの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートICについて早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(4) 常磐自動車道を始めとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野IC～山元IC間」について、4車線化の早期整備を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号勿来バイパスの早期整備を図ること。

13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、全面的な財政支援を講じること。

V 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発拠点の整備を始め、再生可能エネルギーや次世代エネルギー技術の積極導入、先端技術を活用した農林水産業の再生、さらには未来を担う人材育成、研究者や来訪者に向けた生活環境の確保や必要なインフラ等様々な環境整備を進めるものであり、平成29年の福島復興再生特別措置法の改正で国家プロジェクトとして法定化され、今年4月に認定された福島復興再生計画にも位置付けられているところである。

構想のとりまとめから7年が経過し、昨年3月に福島ロボットテストフィールドが全面開所したほか、東日本大震災・原子力災害伝承館が昨年9月に開館するなど、今後、これまで整備した拠点を核とし、産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業により一層取り組んでいく必要がある。

このため、国と共に策定した復興・創生期間後の産業発展のビジョンである「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえて認定された福島復興再生計画に基づく各取組について、中長期的に対応していく必要があることから、構想実現のために必要な体制や財源などを十分に確保しながら、国全体での一層の連携強化の下、県と密接に連携し、構想の具体化を推進すること。

(1) 研究開発等の推進・産業集積の促進

① 廃炉・放射線分野の研究開発の推進

廃炉・放射線分野においては、楡葉町に整備した楡葉遠隔技術開発センターや富岡町に整備した廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊町に整備している大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

② 廃炉関連産業の育成・集積

本構想の実現に向け、廃炉関連分野における地元企業の参入を確実に進めるため、国や国の関連団体が主体的に取組を推進するとともに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益社団法人福島相双復興推進機構及び東京電力の三者からなる福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局の効果的な運用や、マッチング会・現地見学会の開催、地元企業の技術力向上や資格取得支援等を行うために必要な予算を確保すること。

③ 福島ロボットテストフィールド（RTF）の運営等

ア RTFの運営支援

RTFの安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

イ RTFの利用促進と産業集積

ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運航管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による空飛ぶクルマなどの次世代モビリティに関連する研究開発事業などを新たに立ち上げる

こと。
また、国内外の民間資金・企業を呼び込むとともに、拠点の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。特に、令和4年以降もロボット関連イベント等をRTFで継続開催するとともに、i-Constructionやロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においても、研修会や講習会等について、RTFを積極的かつ継続的に利用すること。

さらに、RTFを活用した消防・防災訓練の利用を促すため、必要な事業を実施できるよう施設の整備や訓練の実施に係る十分な予算を確保すること。

加えて、RTFの防災訓練での利用促進について、当県では実際に消防機関等の訓練にRTFを利用しており、施設の利活用の周知に協力するとともに、RTFを有効活用し、災害対応におけるドローンその他消防ロボットの活用の促進に取り組むこと。

ウ R T Fを活用した制度整備と社会実装支援

R T Fは、ドローンのナショナルセンター化を目指し、技術基準や運用ガイドライン等の作成に着手したところであり、これらの検討への参加、業界への活用の働き掛け、作成後の制度への位置付けを検討すること。

また、全国からの利用者の試験環境を向上させるため、R T Fに試験空域を設定するなどの研究開発者向け制度整備を行うこと。

さらに、空飛ぶクルマについて、空の移動革命に向けたロードマップに基づきR T Fを試験飛行拠点として充実させるため、関連する試験設備を新たに整備するとともに、ドローン・ロボット、空飛ぶクルマの研究開発、制度整備、社会実装のためにR T Fの利用を促すこと。

加えて、福島新エネ社会構想に基づき、R T Fにおける水素ドローンの開発・実証環境の強化に必要な支援を講じること。

④ エネルギー・環境・リサイクル関連産業の集積

浜通り地域を中心に、エネルギー・環境・リサイクルを核とした産業の育成・集積、地域経済の復興・再生を進めるため、今年度の2月に改定された「福島新エネ社会構想」で掲げられた取組など、「再生可能エネルギー先駆けの地」、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて必要な予算を確保すること。

⑤ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の本格的な再開を進めていくため、本構想に基づいた技術の開発、実証の継続及び社会実装のために必要な予算を十分に確保すること。

⑥ 医療関連分野の支援

浜通り地域等への医療関連産業の集積のため、新規参入の促進や研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援など必要な事業を実施できる十分な予算を確保すること。

また、浜通り地域等の企業等が開発・製品化した医療・福祉機器等の同地域の医療機関や高齢者福祉施設等における利用を促進し、企業の販路開拓を支援する取組に対し、必要な支援を行うこと。

⑦ 航空宇宙分野の支援

浜通り地域等への更なる航空宇宙産業の育成・集積のため、普及・啓発、認証取得、人材育成、取引拡大、中核企業を核としたクラスター体制の構築等、浜通り地域等に立地する企業の技術力の向上や競争力の強化に必要な支援を講じること。

⑧ 地域復興実用化開発等促進事業等の継続

廃炉やロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙など様々な分野において、地元企業と県内・県外企業との連携を促進し、新規案件の発掘を行いながら持続的に新技術の実用化・事業化を進めるため、地域復興実用化開発等促進事業や重点分野等事業化促進事業について、令和4年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、自立的・持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や、地元企業等と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援など、必要な財政的な支援等を行うこと。

(3) イノベーション創出促進のための環境整備

「起業・創業」する企業・個人等を強力に呼び込み、浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な地域とするため、試作品開発や市場調査等を行うための助成金を始め、専門家によるビジネスプラン策定や経営アドバイス等の支援、産学官金等の関係者からなる連携体制の構築と事業化への支援など、プロジェクトの掘り起こしから事業化に至るまでの総合的な支援をするための十分な予算を確保すること。

(4) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、工業、農業、水産業、商業等の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を引き続き確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線・防災教育、プログラミング教育及びふるさとへの理解を深める教育等を推進するための予算を確保すること。

さらに、地元の高校等から構想を実現するための人材が輩出されるよう、検討が進められている国際教育研究拠点との連携を図ること。

加えて、全国の大学等の復興知を活用した学術研究活動支援事業（復興知事業）は、地域の課題解決や人材育成、交流人口の拡大等に大きく寄与してきたことから、引き続き、各大学等の浜通り地域等における活動を支援するとともに、大学等の教育研究活動の支援に必要な予算を十分に確保すること。

(5) 浜通り地域等への交流人口・消費の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要である。

そのため、デジタル技術の活用も視野に入れた地域が連携したプロモーションや来訪者向けのプレミアム商品券事業の展開、誘客コンテンツ開発・広域マーケティング支援、福島空港等を活用した国内外からの人の呼び込み、当県復興のシンボルであるＪヴィレッジの利活用など、浜通り地域等への交流人口の流れを促進させ、消費拡大につなげるための取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うとともに、自治体等の意見を踏まえながら、交流人口拡大に向けた取組を推進するためのアクションプランの策定に取り組むこと。

また、新たな技術やビジネス創出に向けたチャレンジを行う企業・研究機関等を積極的に呼び込むため、研究者を始めとする従業員に移住・定住促進に係る予算を確保すること。

あわせて、交流・関係人口拡大のため、イノベ地域におけるツアーコーディネートの体制構築や国内外への情報発信の強化、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）を核とした交流人口拡大推進等の取組に対し、引き続き必要な予算を確保するなど支援すること。

(6) 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

昨年9月に双葉町において開館した東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、今年開所を予定している富岡町や浪江町の伝承施設や現在整備が進められている復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信拠点としての役割を担う施設であり、その役割を永続的に担えるよう、資料収集を始めとする各事業の実施や伝承館を核とした交流促進の取組等に対して必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

(7) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担うものとしている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構への国職員の派遣による体制強化や構想の推進に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

福島イノベーション・コースト構想



廃炉関連施設(JAEA)
 ⑤ 大熊分析・研究センター (大熊町) (2018年3月一部運用開始)
 ⑥ 廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町) (2017年4月本格運用開始)
 ⑦ 楢葉遠隔技術開発センター (楢葉町) (2016年4月本格運用開始)



15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの更なる導入拡大、水素の社会実装の取組について、関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

(1) 再エネ社会構築に向けた取組への支援

県内全域での再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、系統接続の制約を解消するための系統運用ルールの見直しや既存系統の最大限活用に向けた取組を強化すること。

また、平成29年度当初予算から措置された補助事業について、阿武隈地域等における風力発電の導入に向けた送電網整備など、避難解除等区域における再生可能エネルギー発電設備等を最大限に導入できるよう必要な予算を引き続き確保すること。

さらに、風力メンテナンス人材育成・技術開発の県内拠点化を始めとした再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けた取組に必要な予算を確保すること。

加えて、当県のカーボンニュートラルの実現に向けて、系統負荷が少ない地産地消型エネルギーシステム構築等に取り組むための必要な予算を引き続き確保すること。

(2) 水素社会実現に向けた取組への支援

福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）を活用した世界最大の水素イノベーション拠点の創出や水素社会実証地域モデル形成等の実現のための必要な予算を確保すること。

特に、高効率で低コスト、かつ再生可能エネルギーの最大限の導入にも資する、NEDOが開発を進める水素製造システムの早期実現に向けて、開発を加速させるために必要な予算を確保すること。

また、燃料電池自動車・バス（FCV・FCバス）等の水素モビリティの導入拡大に向けて、十分な支援を行うこと。

(3) 産総研福島再生可能エネルギー研究所との連携

平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所を核として、県内企業の技術高度化を進めるため、同研究所が行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアムに対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援や、研究開発機能強化に向けた取組に対して、引き続き必要な予算を確保すること。

16 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

福島イノベーション・コースト構想の重点分野にも位置付けられる医療関連産業の育成・集積を進めるためには、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援するふくしま医療機器開発支援センターや医薬品の研究開発を促進する医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターといった拠点の機能を最大限活用し、新しい技術や製品の活用による浜通り地域等の課題解決や当県医療関連産業の振興を推進する必要があることから、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

(1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、令和4年度以降の必要な予算を確保し、中長期的に支援すること。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める高度で先進的な医療技術・医療機器の研究・開発における安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

(2) 医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターに対する支援

福島県立医科大学内に整備した医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターは、経済産業省バイオ関連国家プロジェクトの集大成と位置付けられており、センターの事業成果等を発展的に活用していくことにより、感染症やアレルギー等に対する抗体医薬品・診断薬の研究開発に貢献するとともに、ベンチャー企業等の設立が促進されるなど、当県の関連産業の集積が図られることから、センターが先進的な事業を展開できるための令和4年度以降の必要な予算を確保し、継続して支援すること。

17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援 【経済産業省、国土交通省】

当県では、航空機用エンジンを製造する中核企業や、航空宇宙産業の国際認証規格の取得企業が多く立地し、また、小惑星探査機「はやぶさ2」の製造にも多くの企業が参画するなど、関連企業の集積が進んでおり、次世代を担う産業として航空宇宙産業を新たな柱に位置付けている。

これまで、関連産業への参入に向けて、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設（県ハイテクプラザ）の機能強化等を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症による航空機産業への甚大な影響は長期に及ぶことも懸念され、当県産業の復興・再生を加速させるためには、更なる取組の深化が必要である。

については、中核企業を核とした関連企業クラスターの形成や競争力強化を図るため、県内関連企業の技術力向上、サプライチェーン及び販路の拡大や高度人材・中核企業の育成等に加え、「空の移動革命に向けたロードマップ」に試験飛行の拠点として位置付けられたRTFを活用し、空飛ぶクルマの実証や関連企業の誘致を進めるなど、将来に向けた航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

VI 原子力発電所事故への対応

18 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、国において以下の措置を講じること。

(1) 廃炉に向けた取組

- ① 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。
- ② 汚染水・処理水問題を含む廃炉に向けた取組については、安全を最優先に着実に廃炉作業に取り組むよう東京電力を指導するとともに、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。
- ③ 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、東京電力に対し、周辺環境に影響を与えることのないよう、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組に対する指導・監督を徹底すること。
また、頻発する自然災害に備えるため、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上に取り組むとともに、経年劣化や外的要因による安全性の低下が懸念されることから、設備の損傷状態を適切に評価し、劣化の進行に応じて必要な対策を講じること。

- ④ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定的に、安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。
また、廃炉に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。
- ⑤ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応などについて、県民目線に立った正確で分かりやすい情報を発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。
- ⑥ 福島第二原子力発電所については、安全を最優先に着実に廃炉作業に取り組むとともに、県が行う廃止措置中の監視業務に必要な予算を確保すること。
- ⑦ 東京電力の核物質防護については、柏崎刈羽原発における事案によって原子力規制委員会から是正措置命令がされるなど、極めて重要な問題である。福島第二原子力発電所においても、安全重要度のレベルは異なるが核物質防護に係る事案が発生していることから、県民に更なる不安を与えることのないよう、県内原子力発電所の対策に万全を期すとともに、核物質防護の重要性については、廃炉に関わる東京電力及び協力企業の社員を始め、核物質防護に携わる全ての職員が、認識を共有するための対策を徹底するよう、原子力施策を推進してきた国の責任において、東京電力を指導・監督すること。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が長期化する中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安解消のため、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ 当面存続することが決定されたリアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。
- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。

- ⑤ ALPS 処理水の処分に伴う海域モニタリングの実施に当たっては、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いの下で行うなど、信頼性、客観性、透明性が確保されたモニタリング体制を構築し、科学的・客観的なモニタリング結果を国内外へ分かりやすく発信するとともに、県が独自にモニタリングを強化する場合に必要な予算を確保すること。

19 除染等の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

帰還困難区域を除き面的除染が終了し、除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入は令和3年度で概ね完了が見込まれる等、環境回復の取組が進捗してきた中で、以下について国として責任を持って確実に取り組むこと。

(1) 除染等の着実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理及び事業方針に基づいた確実な搬出、搬出完了後の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置を安全かつ着実に実施すること。

(2) 帰還困難区域における除染

特定復興再生拠点区域の除染等について、関係町村の実情に配慮しながら、フォローアップ除染も含め確実に実施すること。

また、拠点区域外について、まずは、地元自治体から強い要望がある宅地の除染・家屋等の解体、さらに、営農意欲のある農業者が有する農地の除染の実施に向けた具体的な方針を早急に示すこと。

(3) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生じた土壌の処理

復旧・復興事業を進める上で支障となっている、除染以外で生じた8,000Bq/kgを超える建設発生土について、速やかに関係機関と協議を進め中間貯蔵施設へ搬入すること。

20 中間貯蔵施設事業の推進

【復興庁、環境省】

除去土壌等の県外最終処分は、中間貯蔵施設受入という苦渋の決断に際し、その前提として国が約束し、法律に定められた国の責務である。

原子力発電所事故以降の長期に及ぶ避難指示、環境回復を始めとする復興への様々な取組等、これまで当県が歩んできた困難な道のりを十分に踏まえ、中間貯蔵施設事業について、以下の措置を講じること。

(1) 全国民的な理解醸成

除去土壌等の県外最終処分については、中間貯蔵施設受入等の経緯を含めその必要性を分かりやすく丁寧に説明し、全国民的な理解の醸成に着実に取り組むこと。

(2) 県外最終処分に向けた取組の加速化

除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入は令和3年度でおおむね完了する見通しであることから、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分について、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を明示し、県民及び国民の目に見える形で取組を進めること。

(3) 除去土壌等の輸送及び中間貯蔵施設の整備・運営の安全・着実な実施

除去土壌等のおおむね搬入完了に向けて、安全・確実かつ円滑な輸送の実施に万全を期すこと。

また、施設の整備・運営を安全・着実に行うとともに、用地取得に当たっては、引き続き、地権者に寄り添った丁寧な対応を行うこと。

さらに、輸送及び施設の状況や安全対策などについて広く周知し、県民の不安や懸念の解消を図ること。

21 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

【復興庁、環境省】

(1) 特定廃棄物埋立処分事業の円滑な実施

特定廃棄物埋立処分施設については、令和5年度の埋立終了に向けて、安全・確実に搬入・埋立処分を完了すること。

また、埋立処分事業に関しては、地元の理解が何より重要であることから、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

(2) 特定廃棄物埋立処分施設の事業終了後に生じる特定廃棄物の処理

特定廃棄物埋立処分施設での埋立期間終了後に発生する特定廃棄物の処理方法が決まっていないことから、国の責任において確実に処理するための方針を示すこと。

(3) 可燃性指定廃棄物の中間処理

令和3年度以降に発生するもので中間処理先が決まっていない可燃性指定廃棄物について、その処理方針を速やかに決定すること。

(4) 帰還困難区域から発生する廃棄物の処理

特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域から生じる特定廃棄物の処理方針について、拠点区域外の避難指示解除の具体的方針と併せて検討し、早急に示すこと。

また、インフラ整備等の事業活動により生じる廃棄物の処理についても、国が責任をもって確実に対応すること。

22 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 「指針」の適時適切な見直し等

被害者の生活や事業の再建につながるよう、原子力損害賠償紛争審査会において、現地調査や原発事故に係る民事訴訟の判決内容の精査などを通して当県の現状をしっかりと把握するとともに、「指針」の適時適切な見直しを行うこと。

また、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解仲介案の積極的な受け入れはもとより、被害者の個別具体的な事情への誠実な対応を含め、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、東京電力を指導すること。

(2) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

(3) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

また、財物に関する損害については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。

(4) ALPS処理水処分に係る風評対策

ALPS処理水の取扱いによって、万が一、新たな風評が発生する場合の賠償については、県全域を対象とし、期間や業種を限定することなく、被害の実態に見合った賠償を確実に行うとともに、損害の立証に当たっては、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により迅速に対応するよう、東京電力を指導するなど、国が責任を持って対応すること。

また、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう、事業者や関係団体の意向を十分に踏まえた上で、風評対策や賠償を合わせた枠組みを早急に構築し、事業者等へ丁寧に周知・説明を行うこと。

(5) 消滅時効への対応

東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

(6) 住民帰還に向けた支援策の実施

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

VII 風評払拭・風化防止対策の強化

23 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、これまで継続的に粘り強い努力を積み重ねてきたが、震災から10年を経過してもなお当県のイメージはいまだ震災前の水準まで回復しておらず、引き続き長期にわたる取組が不可欠であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、農林水産物を始めとした県産品の流通促進と販路回復・定番化、国内外からの観光誘客の促進、ホープツーリズムの定着、教育旅行の回復等に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。

また、今般のALPS処理水の処分に関する基本方針の決定によって、海外においては既に風評が悪化するとともに、国内においても不安感が増大しており、これまで10年間の風評払拭に向けた県民の努力と成果は水泡に帰すおそれがある。国においては、購買意欲や訪問意欲の減退、農林漁業者における生産意欲や観光事業者の事業意欲の減退等により、回復傾向にあった農林水産物の価格の下落や担い手の減少を生じさせないための取組、教育旅行を始めとした観光誘客等に影響を与えないための取組など、万全の対策を行うための必要な財源を確保すること。

さらに、当県に対する関心が低下する風化の傾向が年々進んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響によって加速する懸念があることから、更なる国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること。

なお、当県は食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質管理の情報発信を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入促進など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に関連して、当県が「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき取り組む、県外に対して当県の地域の魅力を継続的に発信する各種施策等や、地域が主体となって情報発信する取組等について、必要な財源を十分に確保すること。

また、継続的に実施している放射線リスクコミュニケーションの更なる推進を図るとともに、ALPS処理水の取扱いについては、漁業者を始めとする関係者や市町村、県内外のあらゆる声をしっかりと受け止め、正確な理解を促す安全・安心のためのリスクコミュニケーションを強力に推進すること。

さらに、国及び関係機関等の広報媒体の最大限活用や国主催の会議等の誘致など、あらゆる手段を講じて、国内外に正確な情報を分かりやすく発信すること。

加えて、福島復興再生特別措置法に基づき、当県産農林水産物等の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働き掛け等、必要な措置を講じるとともに、諸外国の渡航制限解除及び外国人観光客の誘致等を更に強化すること。

24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化 【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

(1) 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化のための財源確保

根強く残る風評を払拭するため、第2期復興・創生期間以降も引き続き放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査（流通実態調査）の結果や情勢の変化に応じた「ふくしま」ならでのブランドの確立、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するために必要となる対策の予算を確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県産農林水産物の販売不振の実態と要因を明らかにするため、国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

25 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 新たな風評を生じさせない対策の徹底

A L P S 処理水の取扱いは長期に及び、回復しつつある県内観光業への影響が懸念されるため、観光に携わる事業者が将来にわたって、安心して事業を営むことができるよう、対策を講じること。

また、中長期的な行動計画の策定に当たっては、関係者の意見を十分に踏まえ、宿泊利用を促進し、当県宿泊利用率を下支えする具体的かつ実効性のある取組を盛り込むこと。

(2) 浜通り観光再生への支援

浜通り地域においては、観光客入込数が震災前の水準まで回復しておらず、また、観光地としてのコンテンツや観光に携わる事業者も十分ではない現状があることから、ホープツーリズムを始めとした浜通り地域への観光誘客の取組など、観光基盤の再生に必要な予算を引き続き確保すること。

(3) 風評払拭による観光誘客促進への支援

依然として、当県への観光に不安を抱く一定の方々が国内外にいたることから、風評払拭による観光宿泊者数の回復に向けて、当県が情報発信やプロモーション、コンテンツ造成などに粘り強く取り組むために必要な予算を引き続き確保すること。

(4) 教育旅行回復への支援

震災前の水準まで回復していない教育旅行について、情報発信やキャラバン活動等の誘致促進の取組を行うための必要な予算を引き続き確保すること。

(5) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種イベントを当県で開催できるよう誘致に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。



26 福島復興に向けた未来志向の環境施策の推進

【環境省】

当県の復興・再生には、帰還困難区域での除染、中間貯蔵施設事業等の環境回復における課題に着実に取り組むとともに、自然公園や再生可能エネルギー等、当県の強みや特徴をいかしながら、未来志向の環境施策を推進する必要があることから、令和2年8月に環境省と締結した連携協力協定の実現に向けた取組の具体化を一層図るため、以下の措置を講じること。

(1) 「ふくしまグリーン復興構想」等の着実な推進

「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、県内の国立公園における「国立公園満喫プロジェクト」や「新・尾瀬ビジョン」の取組を国が積極的に推進するとともに、国立公園の魅力向上や周遊等、構想の推進に向けた取組に対する新たな支援制度を創設すること。

(2) 復興と共に進める地球温暖化対策の推進

浜通り地域を始め当県の復興を加速させるため、県内における省エネルギー対策や再生可能エネルギー等の一層の普及促進、これらの取組を通じた脱炭素まちづくりなど、当県を先進モデル地域として、地球温暖化対策に実効性のある先進的な取組を推進すること。

また、「福島県2050年カーボンニュートラル」に向けた、県及び市町村の脱炭素まちづくり等に関する総合的な取組への支援を行うこと。

(3) ポスト・コロナ社会を先取りした環境施策の推進

ポスト・コロナ社会への対応の視点から、自立・分散・ネットワーク型の社会の形成を視野に入れ、当県の国立公園等におけるワーケーションの促進などに国として取り組むとともに、ワーケーションの聖地ふくしまの実現に向けた取組への支援を行うこと。

また、災害に強いレジリエントな社会づくりに向けて、当県と連携しながら再生可能エネルギーの地産地消を推進するとともに、防災拠点への再生可能エネルギーの導入などに財政支援を含めて積極的な支援を行うこと。

27 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援などについて、国が前面に立って県・市町村と連携して取り組むこと。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、避難指示が継続している区域の避難者が安定した住まいへ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実情を踏まえ、賃貸型応急住宅間の住み替えについて、引き続き災害救助法の柔軟な適用を図ること。

なお、生活再建調整会議での議論を十分に考慮するとともに、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、国による東京電力への指導を含め、住宅の確保等において不均衡が生じないよう必要な措置を講じること。

(3) 県内外の避難者支援の取組に必要な財源確保等

避難生活の長期化等に伴い、生活や心身の健康など、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し、引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行など当県が実施している情報提供の取組に対し、引き続き予算を確保するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても、引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

(4) 高速道路無料措置の延長

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和4年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、令和4年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(5) 被災者の心のケアへの支援

東日本大震災から10年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にある。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、当該事業（被災者支援総合交付金）の継続に向けた必要な予算を安定的に確保すること。

また、避難の有無に関わらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、国において自殺対策に必要な予算を確保すること。

(6) 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続

避難指示区域等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援については、第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行うこととされているが、引き続き、被災者が安心して生活できるよう、市町村の意向を踏まえた財政支援の継続に配慮すること。

28 安心して子どもを生き育てやすい環境の整備

【復興庁、厚生労働省、環境省】

当県では、原発事故による急激な人口減少という困難な課題に対し、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、社会全体での子育て・子育ての総合的な対策を強化し、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを積極的に推進してきたところである。

国においては、いまだに根強い風評や子育て現場に残る不安など福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、第2期復興・創生期間以降においても長期的な視点に立って安定的かつ十分な予算を確保すること。

29 県民の健康回復に係る総合的推進の継続

【復興庁、文部科学省】

(1) 県民の健康回復を総合的に推進するため必要な財源措置の継続

復興・再生を成し遂げるため、当県で安心して暮らし、子どもを生き育てることができる生活環境を実現し、県内全域における放射線による健康上の不安解消ができるよう、当県が「食・運動・社会参加」を3本の柱に、子どもから高齢者等まで、全世代に対して被災者支援の観点で取り組む健康関連に関する、復興公営住宅等の避難者支援・避難地域の健康支援体制をサポートする取組、子どもの心身の健康を長期に見守り安心を提供する取組、復興を支える県民の健康づくりを通じた地域活力を再生する取組や高齢者等が安心して暮らせる地域のつながりを再構築する取組について、引き続き安定的かつ十分な予算を確保すること。

(2) 県民の健康不安解消に向けた研究開発

当県においては、いまだ原子力災害に起因する放射線による健康不安が根強く、その解消が課題となっている。その解消に向けては、迅速かつ最先端の治療を可能とする医療提供体制が不可欠であり、特になん等への不安を解消するための万全の備えが必要であることから、福島県立医科大学内の先端臨床研究センターでは、国内随一の医療用中型サイクロトロンを用いて、アスタチンを用いた放射性薬剤の研究開発を推進しているところである。

については、同センターによる令和4年度以降の臨床研究の実施に当たり、必要な予算を確保すること。

30 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率は、全体的に改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率の全国との差は、震災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童、生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

(5) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や当県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、当県が作成した「ふくしま道德教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

31 復興・再生に向けた治安の維持

【警察庁、復興庁、国土交通省】

特定復興再生拠点区域のインフラ整備や相馬福島道路の開通など、復興の進捗に合わせた交通流の変化に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示の解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域における窃盗などの犯罪がいまだに発生していることから、被災地域の情勢変化に対応した治安維持・多岐にわたる警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

さらに、復興に向けた治安維持の活動に当たっては、小型航空機を用いた上空からの道路状況の把握等を行っているが、近年、頻発・激甚化する自然災害等の対応で同航空機が出動する機会が多く、航空機の2機配備は必要不可欠であることから、長い航行距離と時間を確保できる中型機を新たに配備するための必要な予算を早期に確保すること。

32 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、放射能測定検査や風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、令和4年度以降も実施期間を延長すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和

令和4年度以降に開始する事業を対象とするほか、支給対象期間の延長や労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

33 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。

特に、浜通り地域等においては、地域の再生に向けた働く場の確保は必須の課題であり、産業の復興再生のための自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、地域の実情を踏まえ、令和4年度以降も募集を実施するとともに、事業完了期限を延長すること。

また、制度の継続に当たり、十分な予算を確保すること。

34 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保すること。

(2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業及び港湾事業などについて、当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

(3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等）の財源を十分に確保すること。

特に、防災・減災が主流となる社会の構築のため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策や、「予防保全」への本格的な転換が急務であることから、防災・減災や長寿命化対策に要する財源について十分に確保すること。

35 農業・農村再生のために必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

避難指示区域等における帰還促進や営農再開、地域コミュニティの再構築等、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた当県の農業・農村の再生は、今後も長い時間が必要となることから、農地集積の更なる促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備、県民の安全・安心につながるため池の放射性物質対策などの復興事業について、第2期復興・創生期間以降も事業が完了するまでに必要な予算を確保すること。

36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

【復興庁、厚生労働省、農林水産省、環境省】

原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図る上で欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

特に、放射性物質の影響を受けた広葉樹林については、きのこ原木林等の循環利用が図られるよう、計画的な再生に向けた伐採・更新等の取組を推進すること。

また、野生きのこ等については、安全・安心かつ早期の出荷が可能となるよう、非破壊検査機器による検査体制や管理体制の構築に向けた技術的な検証を一層進めること。

37 水産業再生に係る取組の強化

【内閣府、復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

当県水産業は、極めて厳しい状況に置かれているが、漁業関係者のたゆまぬ努力により、試験操業を経て今年4月から本格操業に向けた取組を開始したところである。

こうした中、水産業の復興に向けては、関係する事業者、特に若い担い手が将来にわたって、安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、しっかり売り切ることができる環境づくりが重要である。

については、「揺るぎない生産体制をつくる」ための操業拡大に取り組む漁業者や新規就業者等への手厚い支援、「適正な価格で売り切る」ための消費者に向けた当県産水産物への理解促進等の取組、「豊かな漁場を守り育てる」ための資源管理と栽培漁業等への支援の3つの観点で、生産から流通・消費に至る水産業全体を捉えた強力な対策を、国が前面に立って講じること。

あわせて、水産業が復興を成し遂げるには相当の期間を要することから、長期にわたり十分な財源を確保する仕組みを構築するとともに、国自らが漁業者に寄り添って、現地で円滑な支援ができるよう、国の支援体制を整備すること。

38 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

県土全域の復興と将来像を見据えた活力ある社会基盤の構築に向けて、広域的な地域連携を促進する道路ネットワーク強化のため、6本の連携軸である会津軸・中通り軸・横断道軸・南部軸の基幹的な道路である会津縦貫道や国道4号、国道13号、国道49号、国道289号などの各事業について早期整備を図ること。

(1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備・早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

① 中通り軸として、国道4号（矢吹鏡石道路、伊達拡幅）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期工区）の早期完成を図るとともに、国道4号矢吹町以南の早期事業化により全線4車線化を図ること。

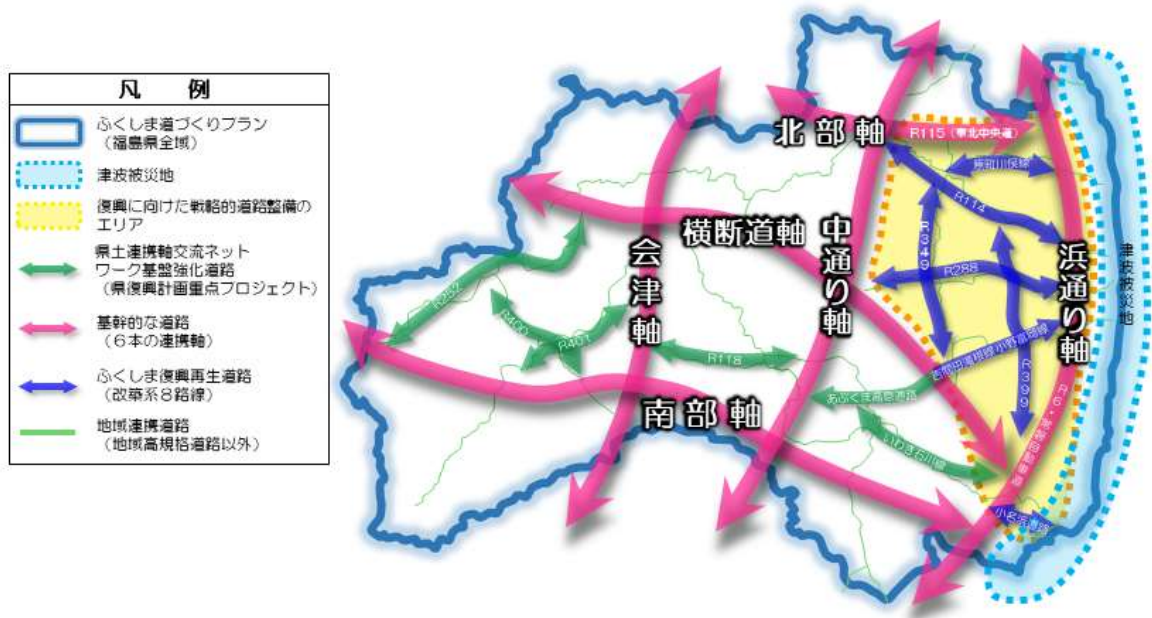
また、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、「国道13号～国道4号間」の北伸区間について計画策定を早期に行うこと。

② 横断道軸として、4車線化優先整備区間に選定された磐越自動車道の「会津若松IC～安田IC間」のうち、事業化となった「会津坂下IC～西会津IC間の一部区間」及び「西会津IC～津川IC間の一部区間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央JCT間」についても、優先整備区間への選定を図ること。

また、国道49号（北好間改良、会津防災事業等）の早期整備を図ること。

③ 南部軸として、国道289号で唯一交通不能区間の八十里越について、国直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

復興・創生を支える交通基盤(6本の連携軸)の整備



県土の復興に向けた道路のネットワーク構築のための主な整備箇所



39 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省】

(1) 物流拠点としての小名浜港の整備

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港について、産業と生活に必要な資源及び復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給するため、東港地区の全面的な利活用が必要であることから、国際物流ターミナル整備事業（国・沖防波堤等整備）を更に促進すること。

また、国際物流の結節点・産業拠点となる小名浜港において、水素やアンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入や貯蔵、利活用等を図るとともに、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を通じて温室効果ガスの排出を全体でゼロにする「カーボンニュートラルポート」の形成を積極的に推進すること。

(2) 重要港湾相馬港の整備

復興支援道路である相馬福島道路が全線開通したことにより、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で効率的な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の財源確保に努め、防災・減災、国土強靱化のための防波堤（沖）の予防保全事業を促進すること。

40 地方創生の推進

【内閣官房、内閣府】

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、新型コロナウイルス感染症による大幅な地域経済の落ち込みや社会の変容等にも配慮し、同感染症を始めとした様々なリスクの発生を見据えた強靱な社会・経済構造の構築や、テレワークを通じた移住の促進を始めとした新たな生活様式の積極的な導入など、県及び市町村が自主性・主体性を最大限に発揮しつつ、地域の実情に即した実効性の高い取組を安定的かつ円滑に展開できるよう、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方創生テレワーク交付金などの予算を継続的に確保するとともに、申請手続の簡素化など柔軟な運用を可能にすること。

41 デジタル社会の実現

【内閣官房、総務省】

ゆとりと豊かさを実感できる生活の実現、安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等を基本理念とするデジタル社会形成基本法が成立し、デジタル社会の形成を強力に推進することとされたことから、地方においてデジタル社会を実現できるよう、以下の支援措置を講じること。

(1) 光ファイバ網の高度化支援

工場内 I o T、クラウドの活用等企業活動のデジタル化や、新型コロナウイルス感染症を契機に普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバ網について、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、過疎・中山間地域を始め、条件不利地域の光ファイバ網の高度化に対する支援制度を拡充すること。

(2) デジタル変革（D X）の推進

地域社会において D X を推進するため、デジタル技術やデータを活用し、サービスの創出・向上や企業、農業者等の生産性の向上など、新たな価値を創出するための取組に必要な予算を確保すること。

また、自治体の D X を推進するため、「自治体 D X 推進計画」に基づく業務システムの標準化に伴うシステムの改修等に加え、標準化対象外の業務システムの共同利用やクラウド化など、自治体独自の取組に対して、財政支援を講じること。

42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策

【内閣官房、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、国土交通省】

(1) 防災・減災、国土強靱化のための対策

当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震など重ねて甚大な被害を受けており、気候変動に伴う頻発・激甚化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県国土強靱化地域計画に位置付ける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災推進のための取組に必要な予算を確保すること。

特に、予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算を通常事業と別枠で当初予算により措置するとともに、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な予算を確保すること。

また、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係省庁の国土強靱化関連予算について、地域計画の策定等に当たっては、東日本大震災や令和元年東日本台風等を始めとする大規模災害の被災自治体に配慮すること。

(2) 流域治水の推進

令和元年東日本台風による災害への対応として、頻発・激甚化する水災害への集中的な対策を講じる必要があるため、阿武隈川上流の河川大規模災害関連事業として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進や、令和6年度までに当県が集中的に進める河川改修等の「福島県緊急水災害対策プロジェクト」への十分な予算を確保するとともに、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を十分に確保するなど、当県における流域治水の推進への取組について引き続き支援すること。

<重点要望項目>

I 全般的事項

1 震災復興特別交付税措置の継続

【復興庁、総務省、財務省】

令和4年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

2 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

【総務省】

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方の税財源の大幅な減少が見込まれる一方、感染症への対策、令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震による災害からの早期復旧など、広範かつ膨大な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、基盤強化期間が終了する令和4年度以降においても、地方一般財源総額を確実に確保し充実させること。

3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

4 地方公共団体の税収減に係る賠償

【総務省、文部科学省、経済産業省】

原子力発電所事故との因果関係が明らかな地方税の減収分について、「中間指針」に定める「特段の事情」に当たるとの見解を示し、速やかに賠償を行わせること。

5 私立学校への財政支援の継続

【文部科学省】

東日本大震災や原子力発電所事故による園児児童の県内外への避難などにより厳しい運営を強いられている私立幼稚園・小学校に対する財政支援が必要であることから、私立高等学校等経常経費補助金の算定に当たっては、災害前の園児児童の人数を算定基礎とするなどの弾力的な取扱いを令和3年度以降も継続すること。

6 被災した私立高等学校等の児童、生徒等に対する授業料等減免事業の継続

【文部科学省】

当県においては、原子力発電所事故による避難生活の長期化が見込まれることから、被災幼児児童生徒に対する授業料等減免事業を令和4年度以降も継続すること。

7 学校給食の放射性物質検査への財政支援の継続

【復興庁、総務省、文部科学省】

学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について、幼児児童生徒や保護者の不安が払拭されるまで、震災復興特別交付税での全額措置を継続すること。

8 旧避難指示区域内の幼稚園の再開等における財政支援

【文部科学省】

旧避難指示区域内の幼稚園の中で被災した4園のうち少なくとも2園は、住民の帰還状況等の環境が整えば戻る意思を示していることから、再開に当たっては、建物の復旧費用に加えて、再開に必要な準備経費等に対する財政支援も行うこと。

また、避難先での仮設園舎に係る賃借料を補助対象とする措置を令和4年度以降も継続すること。

9 震災・原発事故の影響に対する幼児児童生徒等の心のケアの継続

【文部科学省】

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして私立学校等に派遣し、心のケア等を行う事業を継続すること。

10 生活基盤を築くための私立高校生等の就職支援の継続
【復興庁】

進路アドバイザー等を私立高校等に派遣し、就職決定支援や新規就職者への相談を行う事業を継続すること。

11 放射線医学に係る拠点の運営への財政支援の継続
【復興庁、環境省】

県民の健康を長期にわたり見守る役割を果たすための放射線医学を担う人材を育成する部門の運営費について、引き続き財源を措置すること。

12 ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制庁】

ALPS 処理水の取扱いについて、4月13日に、政府による処分に係る基本方針が決定されたところである。

この基本方針については、農林水産業を始めとする関係団体から、不安や風評への懸念が払拭されるまでは海洋放出に反対するとの意見が示されているほか、陸上保管の継続を求める意見、新たな風評が生じることを懸念する意見などが数多く示されるなど、県民及び国民の理解が十分に得られているとは言えない状況である。さらに、海外の一部の国・地域からも、当県の現状やトリチウムに関する正確な情報が十分に伝わっていないと考えられる意見が示されているところである。

国においては、この問題が福島県だけではなく日本全体の問題であることを強く認識するとともに、当県が置かれている厳しい状況をしっかり受け止め、処理水の処分により、これまで県民が積み重ねてきた努力を後退させることのないよう、国が前面に立ち、関係省庁が一体となって万全な対策を講じること。

(1) 関係者に対する説明と理解

処理水の処分に係る基本方針等について、農林水産業や観光業の事業者を始め、県内の自治体等の関係者に対し、丁寧な説明を行うとともに、関係者の声を受け止め、理解が深まるよう取り組むこと。

(2) 浄化処理の確実な実施

タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、第三者機関による比較測定等を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組むこと。

また、地元関係者などの立ち会いの下、環境モニタリングを実施するとともに、処分設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じること。

あわせて、処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

(3) 正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果はもとより、国による

基本方針決定のプロセスなど、当県の状況が正しく理解されるよう、正確な情報が広く国内外に伝わるための分かりやすい情報発信を行うこと。

また、国内外の関係者等から処理水の取扱いに関する説明を求められた場合には、国として直接対応し理解促進を図ること。

(4) 万全な風評対策と将来に向けた事業者支援

新たな風評を発生させないという強い決意の下、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業を始めとする県内の幅広い業種に対する、万全の風評対策が講じられるよう、中長期的な行動計画の策定に当たっては、これまでの継続的な取組により回復傾向にあった農林水産物の価格の下落や担い手の減少を生じさせないための対策、教育旅行を始めとする観光誘客等に影響を与えないための対策等について、具体的な内容を早期に示すとともに、関係者の意見を十分に踏まえた上で、実効性のある計画にすること。さらに、策定後の着実な取組推進はもとより、フォローアップ結果についても、県民及び国民の目に見える形で分かりやすく発信すること。

特に、処理水の取扱いは長期に及ぶことから、水揚げされた水産物が全量、適正な価格で取引されるなど、事業者が将来にわたって、安心して事業を営むことができるような仕組みを、国において構築すること。

また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

(5) 処理技術の継続的な検討

国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

(6) 東京電力への指導・監督

東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、多くの県民が不安を感じている。廃炉・汚染水・処理水対策は、長期間にわたる取組が必要であり、県民や国民の理解が極めて重要であるため、国においては、東京電力の管理体制について、県民目線に立った抜本的な改革が図られるよう、強く指導・監督すること。

13 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁

環境省、原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、国において以下の措置を講じること。

(1) 廃炉に向けた取組

- ① 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。
- ② 汚染水・処理水問題を含む廃炉に向けた取組については、安全を最優先に着実に廃炉作業に取り組むよう東京電力を指導するとともに、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。
- ③ 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、東京電力に対し、周辺環境に影響を与えることのないよう、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組に対する指導・監督を徹底すること。
また、頻発する自然災害に備えるため、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上に取り組むとともに、経年劣化や外的要因による安全性の低下が懸念されることから、設備の損傷状態を適切に評価し、劣化の進行に応じて必要な対策を講じること。
- ④ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定的に、安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。
また、廃炉に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

- ⑤ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応などについて、県民目線に立った正確で分かりやすい情報を発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。
- ⑥ 自然災害や重大トラブル発生時の原子力災害現地対策本部と原子力規制庁の役割分担を明確化するとともに、避難地域の復興状況の変化を踏まえ、現地における体制強化を検討すること。
また、県へのリエゾン職員の派遣を行うなど、国と県の連絡体制の強化を図ること。
さらに、県民の安全・安心の確保に向け、発生する事象の評価を的確に行い、迅速かつ分かりやすい情報発信を行うこと。
- ⑦ 福島第二原子力発電所については、安全を最優先に着実に廃炉作業に取り組むとともに、県が行う廃止措置中の監視業務に必要な予算を確保すること。
- ⑧ 東京電力の核物質防護については、柏崎刈羽原発における事案によって原子力規制委員会から是正措置命令がされるなど、極めて重要な問題である。福島第二原子力発電所においても、安全重要度のレベルは異なるが核物質防護に係る事案が発生していることから、県民に更なる不安を与えることのないよう、県内原子力発電所の対策に万全を期すとともに、核物質防護の重要性については、廃炉に関わる東京電力及び協力企業の社員を始め、核物質防護に携わる全ての職員が、認識を共有するための対策を徹底するよう、原子力施策を推進してきた国の責任において、東京電力を指導・監督すること。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及

び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が長期化する中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安解消のため、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ 当面存続することが決定されたリアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。
- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。
- ⑤ ALPS処理水の処分に伴う海域モニタリングの実施に当たっては、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いの下で行うなど、信頼性、客観性、透明性が確保されたモニタリング体制を構築し、科学的・客観的なモニタリング結果を国内外へ分かりやすく発信するとともに、県が独自にモニタリングを強化する場合に必要な予算を確保すること。

14 廃炉・放射線分野の研究開発の推進

【文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

廃炉・放射線分野においては、檜葉町に整備した檜葉遠隔技術開発センターや富岡町に整備した廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊町に整備している大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

15 被災自治体に対する国土強靱化地域計画関連予算に係る重点配分の配慮

【内閣府】

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の国土強靱化関連予算について、東日本大震災や令和元年東日本台風等を始めとする大規模災害の被害を受けた本県や被災市町村に重点的に配分するよう配慮すること。

16 無人航空ロボット（ドローン）の導入に係る財政支援

【総務省、消防庁】

広大な県土を有する当県では、中山間地域及び避難指示区域において、視界不良により防災ヘリが運行できない場合や、山林火災や浸水害等の被災状況の確認等のためにドローンの活用が期待されており、県内消防本部や市町村でも導入が検討されている。

このため、消防の標準装備として、ドローンを導入する消防本部及び市町村に対し、機体の導入経費及び操作する人材の育成経費に係る財政的措置を引き続き講じること。

17 消防体制維持等の支援

【復興庁、総務省、消防庁】

(1) 消防施設の早期復旧等に向けた支援

当県では、避難指示の解除からまもないため、令和4年度以降に消防防災施設等の復旧事業に着手する予定の自治体があることから、消防防災施設（設備）災害復旧費補助金について、引き続き十分な予算を確保すること。

また、当該補助金に係る地方負担分については、引き続き全額を震災復興特別交付税の対象とするなど、十分な財政支援を行うこと。

(2) 原子力災害避難指示区域における消防活動に対する支援

避難指示区域で火災等が発生した場合は、消防団員が不在の状況であり、大規模化することが懸念されることから、管轄消防本部の消防体制の更なる充実強化を図りながら、県内外の消防本部に応援を求める必要がある。

このため、訓練を含め、避難指示区域内での消防活動に対する財政的支援としての原子力災害避難指示区域消防活動費交付金について、令和4年度以降も十分な予算を確保するとともに、更なる消防体制の充実強化のため、対象の柔軟な拡大を図ること。

(3) 消防団の充実強化に対する財政支援の拡充

① 消防団に対する財政支援の拡充

消防団員確保のための経費に対する特別交付税措置として、平成27年1月26日付けで拡充されたが、標準団員数の2倍未満の消防団員数（実員）の市町村については、消防団員が増加しない限り、一律に対象外とされている。

人口に比して消防団員数の多い市町村に対しては、普通交付税の算定方法の改善、特別交付税の更なる拡充や消防団の装備品の無償貸与の充実など、市町村の実情に応じた一層の財政支援措置を拡充するとともに、都道府県に対し、装備充実に向けた市町村への支援が実施できるよう財政支援措置を拡充すること。また、消防団員が全国的に減少傾向にあることを踏まえ、消防団員の確保に向けて、国の施策としてSNS等を活用した

積極的な情報発信を行うとともに、都道府県及び市町村が実施する情報発信事業に対する財政支援措置を行うこと。

② 消防団協力事業所への財政的支援

当県の消防団員の約 8 割が被雇用者という現状の中、訓練も含めた消防団活動に対する雇用事業者の理解が不可欠であり、県内の 22 市町村では、消防団協力事業所として認証する制度を設けている。今後、消防団協力事業所数を増加させるためには、消防団協力事業所に対する支援の充実が必要であり、減税制度や補助金制度の実施などの財政措置や入札の優遇措置を国の施策として取り組むこと。

18 災害救助法の柔軟な運用

【内閣府】

災害救助法に基づく救助は国民の命と生活を守るための欠かせない取組であることから、地方自治体が万全の救助を行うことができるよう、救助の実施に必要な事務経費の全額を国庫負担の対象とすること。

また、救助を実施するために必要な住家の被害認定調査業務や罹災証明書発行業務の実施のために必要な費用について国庫負担の対象とすること。

19 水害から命を守るための広報予算に係る財政措置

【内閣府】

本県において、令和元年東日本台風では、直接死 32 人、全壊 1,434 棟、半壊 12,010 棟、床上浸水 1,022 棟（令和 3 年 3 月 9 日現在）など甚大な被害が発生したところである。災害時に住民の命を守る行動を促すためには、国における避難情報の見直しを踏まえた適切な避難情報の発信と住民理解の促進が重要であることから、自治体による継続的な周知啓発の取組推進のための広報経費について、財政措置を講ずること。

20 令和3年2月13日の福島県沖地震に係る被災者の生活再建支援

【内閣府、総務省】

本県は、東日本大震災を始め、令和元年東日本台風など様々な災害等に立て続けに見舞われた特殊な状況にある。令和3年2月13日に発生した地震は被災者生活再建支援法が適用となる大規模な災害となり、災害救助法適用（4号適用）とならなかった市町村においても、調査の進捗により被害が相当程度確認されている。また、災害救助法の対象とならない一部損壊の世帯も多数発生しているところである。

そのため、県及び市町村が災害救助法の対象とならない住家被害の修繕に対して行う支援について、特別交付税を含め特段の財政措置を講ずること。

21 災害時の避難所に係る新型コロナウイルス感染症への対策援

【内閣府】

避難所における新型コロナウイルス感染症対策のため、指定避難所以外のホテル・旅館等を活用した場合の借上料や避難所における必要な物資等の確保に要する経費に対し、災害救助法が適用されない災害においても、継続的かつ安定的な財政措置を講ずること。

22 消防防災ヘリコプターに係る操縦士養成への財政措置

【総務省、消防庁】

十分な経験を積んだ消防防災ヘリ操縦士の安定的な確保のため、国において操縦士の養成と必要な訓練に係る財政支援を講ずること。

また、消防防災ヘリコプターの運用に係る高額な経費について、地方交付税の更なる加算を図るとともに、二人操縦士体制の確立のために必要となった機種ライセンスの取得費用や飛行時間確保に係る訓練費用等について、特段の支援を行うこと。

23 被災者生活再建支援制度の拡充

【内閣府】

中規模半壊に満たない半壊世帯においても一定程度の修繕費がかかることから、生活再建を後押しするために、支給対象範囲を拡大すること。

24 福島大学の「復興・再生」に向けた取組に対する総合的な支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省】

福島大学は、長期化する原子力災害による影響に対応するため、再生可能エネルギーの研究、双葉郡の教育復興支援、農林水産業を担う人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及に取り組むとともに、若者の定着・還流、コミュニティの形成や地域経済活性化など、地方創生に資する重要な役割を担っているところである。

福島大学が当県の復興・再生や地方創生に向けて果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、今後とも安定的・継続的に運営され地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援を講じること。

(1) 運営費交付金の十分な確保

当県の復興・再生や地方創生に向けた取組、復興の担い手育成の基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。

(2) 「食農学類」「発酵醸造研究所」への支援

当県の東日本大震災・原発事故からの農業の復興・再生、さらに、高度で専門的な知見や研究手法を用いて農業振興における課題解決が期待できる「食農学類」の教育研究機能の強化並びに被災地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する「食農学類附属発酵醸造研究所」の取組及び機能強化に必要な予算を確保すること。

(3) 東日本大震災復興に向けた取組の継続と機能強化への支援

震災復興支援機関である「うつくしまふくしま未来支援センター」の安定的・継続的な運営及び「環境放射能研究所」の機能強化のために必要な予算を確保すること。

(4) 「国際教育研究拠点」との連携への支援

福島大学が、浜通り地域への整備が予定されている「国際教育研究拠点」と連携した教育研究活動を実施できるよう、教育研究環境の整備、活動に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

25 ラジオ難聴区域の解消

【総務省】

国において、難聴を解消しようとする事業者及び市町村に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

さらに、県民が県内の放送局からの放送を受信できる体制を整えるよう、放送事業者を指導すること。

26 地方のデジタル変革（DX）に向けた環境整備

【内閣官房、総務省】

ゆとりと豊かさを実感できる生活の実現、安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等を基本理念とするデジタル社会形成基本法が成立し、デジタル社会の形成を強力に推進することとされたことから、地方においてデジタル社会を実現できるよう、以下の支援措置を講じること。

(1) 携帯電話不通話エリア解消

携帯電話は県民生活に不可欠なサービスであるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用不可能な地域が残存している。

また、中間貯蔵施設への搬入道路や緊急輸送道路、災害時の避難路における安全安心の確保が必要である。

このため、国において、携帯電話事業者が積極的に「携帯電話等エリア整備事業」に参画するように、協力依頼や働き掛けを行うとともに、携帯電話事業者の設備投資を促進するための施設整備及び維持管理に係る更なる負担の軽減策を講じること。

(2) 5G環境の整備促進

5Gは Society5.0 時代における必須の基幹インフラであり、当県においては、東日本大震災からの復興の後押しとなることが期待される。

このため、国において、基地局の整備が地域間の偏りなく行われるよう、引き続き財政支援を行うとともに、携帯電話事業者を指導すること。

(3) デジタル庁の地方への展開

デジタル社会形成基本法に基づき、国と地方が共にデジタル社会の形成を進めていくに当たっては、デジタル化に先行して取り組み、成果を挙げ始めている現場の声を十分に反映できるよう、地方における積極的な実証の実施や、リモートワーク等により地方に専門人材を勤務させるなど、国において政策に反映させるための仕組みを構築すること。

27 Jヴィレッジの利活用

【復興庁、経済産業省、人事院】

Jヴィレッジは、原子力災害の対応拠点としての役割を担い、平成31年4月に全面再開を果たした。今年3月、東京2020オリンピック聖火リレーのグランドスタート地点となり、Jヴィレッジが歩んだストーリーが国内外から注目を浴びるなど、いまだ途上である当県の復興に挑む姿を体現する「復興のシンボル」として、県民にとって不可欠なものとなっている。

一方で、相双地域に位置するJヴィレッジは、ホープツーリズムや教育旅行等の訪問先として、地域における交流人口拡大の一翼を担う役割としても、存在感を高めている。

相双地域の復興には長い期間が必要である中、Jヴィレッジから当県の復興を発信していくため、国、県及び市町村等が一丸となった施設の利活用を促進していく取組が必要である。

このような状況を踏まえ、Jヴィレッジにおいて、国家公務員の団体研修等を実施して復興の現状を体感していただくことを始め、国及び関係団体等が主催するスポーツ等の各種イベントや国内外の会議等を開催するなど、国を挙げて積極的に利活用すること。

28 浜通り地域の復興に向けたJR常磐線の利便性向上

【復興庁、国土交通省】

JR常磐線は、住民の生活、産業、観光を支える重要な交通基盤であり、浜通り地域の復興に向けては、首都圏等とのアクセス向上が重要な要素であることから、JR常磐線の高速化を始め、利便性の向上について、JR東日本に対し指導すること。

29 NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした 復興・被災者支援事業の継続

【内閣府】

NPO等が持つ様々な得意分野やネットワークを活かした、被災者支援、風評・風化対策などの取組は、行政の施策を補完するだけでなく、相乗効果をもたらし当県の復興・創生を加速させるものとして極めて重要である。

このため、NPO等による復興支援活動等の継続的な実施を支援できるよう、「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業」を継続すること。

30 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

昨年9月に双葉町において開館した東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、今年開所を予定している富岡町や浪江町の伝承施設や現在整備が進められている復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信拠点としての役割を担う施設であり、その役割を永続的に担えるよう、資料収集を始めとする各事業の実施や伝承館を核とした交流促進の取組等に対して必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

Ⅱ 避難解除等区域等

31 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁】

(1) 子ども・被災者支援法による支援施策の充実

子ども・被災者支援法の基本方針については、被災者の意見等を適切に反映し、適時見直すこと。

また、健康や医療の確保、子育て支援、被災者の生活再建に向けた住宅支援など、被災者の実情に応じた個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的な負担が生じることのないよう、継続的かつ十分な財源措置を講じ、関係施策を推進すること。

(2) 被災者生活再建支援制度の拡充

東日本大震災の被災者が速やかに生活再建を実現できるよう、被災者生活再建支援制度の支援対象を住宅半壊世帯まで拡大すること。

32 安全で安心な消費生活の確保

【消費者庁、復興庁】

(1) 地方消費者行政に関する財源の確保

県及び市町村が計画的・継続的に相談体制を維持強化していくため、引き続き安定的な財源を確保すること。

また、地方消費者行政推進交付金（復興特別会計）についても、引き続き消費者の安全・安心を確保するため、継続して必要な財源を確保すること。

さらに、県内外の消費者に対して、放射能に関する正確かつ丁寧な情報提供と県産食品の安全性についての情報発信が重要であることから、本県が実施している風評対策事業やリスクコミュニケーションに関する事業について、十分な財源を確保すること。

(2) 地方消費者行政強化交付金の拡充

地方消費者行政強化交付金（推進事業）について、当県ではこれまで復興関連事業が優先的に行われてきており、復興の進展や住民の帰還等に伴い、これからが相談体制整備の本格的なスタートとなるため、令和4年度以降の新規事業についても対象とすること。

また、地方消費者行政強化交付金（強化事業）について、国の重要政策に対応する事業だけでなく、県及び市町村が求める消費生活相談員の人件費や地域の課題にも柔軟に対応できるよう、使途や活用期間（3年程度）を拡充するほか、補助率（1／2）の引き上げを行うこと。

(3) リスクコミュニケーション等の強化

国内外におけるリスクコミュニケーションについては、国が責任を持って主体的に取り組み、消費者の理解を促進すること。

併せて、県及び市町村が実施するリスクコミュニケーションの取組に対して、十分な予算を確保するとともに、講師・専門家の派遣や資料提供など、これまで以上に特段の支援を行うこと。

33 地域女性活躍推進交付金の予算の確保等

【内閣府】

女性が活躍できる環境づくりを更に進めていくためには継続した取組が不可欠であることから、令和4年度以降も事業を継続するとともに、新規事業のみならず継続事業も対象とするなど、柔軟に制度を運用し、十分な予算を確保すること。

34 人権啓発活動地方委託費の予算の確保等

【法務省】

新型コロナウイルス感染症などに起因する誹謗、中傷など多様化する人権課題に対応し、互いの人格を尊重し、個々の違いを認め合う共生社会を実現するためには、地域における人権啓発活動の一層の充実を図る必要があることから、令和4年度以降も地方委託事業を継続するため十分な予算を確保するとともに、対象経費等について柔軟な運用を行うこと。

35 犯罪被害者等支援のための交付金の創設

【警察庁】

被害早期回復に向けた経済的支援が着実に実施できるよう、犯罪被害者等支援のための交付金の創設等、地方公共団体への財政支援を行うこと。

36 性犯罪・性暴力被害者支援交付金の予算の確保等

【内閣府】

被害者がその被害を受けた地域で支援に差が出ないように、また、安定した相談体制の整備や医療費助成が円滑にできるよう、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金を継続し、予算を十分確保すること。

また、協力病院の機能強化のための性犯罪・性暴力被害者支援体制整備交付金について、今後、医療機関等との調整に支障が出ないように、継続し、予算を十分確保すること。

37 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援等

【復興庁、国土交通省】

(1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

避難住民の帰還促進や生活の利便性の向上を図るとともに、福島イノベーション・コースト構想の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通確保維持事業（被災地域地域間幹線系統確保維持事業）について、復興状況及び避難指示解除の進捗状況を踏まえ、中長期にわたり予算を確保すること。

(2) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業におけるバス購入補助の特例の継続

避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の措置を復興状況を踏まえ、中長期にわたり継続すること。

(3) 地域間幹線系統確保維持事業の特例措置（激変緩和措置）の継続

被災地域地域間幹線系統確保維持事業から地域間幹線系統確保維持事業に移行した路線の輸送量要件の緩和等の特例について、被災地域住民の生活の足の確保が不可欠であることから、復興状況を踏まえ、当面の間、継続すること。

38 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う交通事業者への財政支援

【国土交通省】

(1) 減収補填を含む新たな支援事業の構築

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者の減少等により、交通事業者の経営は非常に厳しい状況にあることから、長期化する利用者の減少の中にあっても社会機能維持のために地域の公共交通を担っている交通事業者が運行を継続し、安定して事業を継続していくことができるよう減収補填を含む新たな支援事業を構築すること。

(2) 地域公共交通感染拡大防止対策事業の予算確保等

地域公共交通感染拡大防止対策事業について、継続して必要な予算を確保するとともに、交通事業者の感染症対策の負担を軽減するため補助率の嵩上げを行うこと。

39 地域間幹線系統バスの維持・存続に向けた支援

【国土交通省】

(1) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の予算確保、補助要件の緩和の継続

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、必要な予算を確保するとともに、地域の実情や新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、輸送量などの補助要件について緩和措置を継続すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が見られる間は、補助対象経費を算定する際に、前々年度までの過去3カ年の平均ではなく、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度の実績を基礎とするなど、より現状に近い額を算定すること。

(2) コロナ禍における車両購入補助の特例措置

事業者へのバス車両購入補助について、コロナ禍における事業者の資金繰りを考慮して、購入年度に一括補助を行うなど特例措置を設けること。

40 第三セクター鉄道会社に対する補助事業等の予算確保 【国土交通省】

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少し、収入が大きく落ち込んでいる状況を踏まえ、第三セクター鉄道会社が安定的に経営を維持していけるよう、施設整備、車両更新、車両検査等に対して、鉄道施設総合安全対策事業や訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等において、十分に予算を確保するとともに、補助率どおり全額交付すること。

41 一般タクシーの利活用等に対する支援制度の構築 【総務省、国土交通省】

(1) コロナ禍のタクシー事業者を支援するための新規事業の構築 自治体への支援

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者の減少等により、事業者の経営は非常に厳しい状況にあることから、地域住民の交通手段の一つを担うタクシー事業者を支援するため、タクシーの利用促進等、自治体を実施する事業に対し、財政支援を講じること。

(2) 交通弱者対策としての自治体のタクシー事業への支援

交通弱者等の住民の足を確保するため、一般タクシーを利用した交通弱者対策を行う地方公共団体の経費についても、デマンド交通の運行事業と同様に特別交付税措置の対象とすること。

42 JR只見線の早期全線復旧

【総務省、国土交通省、観光庁】

只見線は、地域の将来像を描き、地方創生を成し遂げるための起爆剤として必要不可欠な存在であることから、全線開通により日本一のローカル線として生活・観光・教育・産業面で国内外を問わず多くの方々に利活用される新たな只見線をつくり上げていかななくてはならない。

については、地元の総意である鉄道復旧方針に基づき、只見線をつくり上げるため、以下の内容について支援すること。

(1) JR東日本に対する財政支援等

復旧工事に多額の費用がかかることから、JR東日本を支援するために必要な予算を確実に確保すること。あわせて、地元が法改正のメリットを最大限受けられるよう、法対象事業を幅広く捉えること。

(2) 地元自治体に対する財政支援

上下分離方式の導入に伴い、復旧後に県と会津17市町村が将来にわたり毎年負担することとなる維持管理に要する費用について、地域住民の生活に必要不可欠であり、かつ地方創生の核となる当該路線の安全で安定的な運行が確保されるよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備に係る補助事業の対象に加えることや、地域公共交通の確保維持のための特別な財政需要として地方交付税を措置するなど、財政支援を講じること。

(3) JR只見線の利活用促進に関する支援

只見線利活用計画に基づき、会津地域の振興を図るため、地元自治体が利活用の促進に取り組むに当たり、必要な協力や財政支援等を行うとともに、国においても、あらゆる機会を捉えて、只見線のPRに努め、誘客に積極的に取り組むこと。

43 外国人材受入れに係る一元的相談窓口運営に対する支援 【出入国在留管理庁】

(1) 国の一元的相談窓口の運営強化

多言語による一元的相談窓口については、相談の内容が在留手続きや雇用など相談分野が多岐にわたるため、個々の自治体だけでの対応は困難であることから、特に少数言語への対応については、国が主体的となって運営するコールセンターの強化や、窓口で活用できる多言語音声翻訳システムの普及支援など、国において責任をもって取り組むこと。

(2) 一元的相談窓口の運営に対する財政的支援の拡充と継続

今後、相当数の増加が見込まれる外国人材の円滑な受入れのため、多言語による一元的相談窓口の運営に係る十分な予算を確保すること。

また、交付金の対象となる相談窓口は、原則 11 言語に対応することとされているが、管内市町村によっては外国人住民の国籍が限られている自治体もあることから、11 言語に満たない場合であっても交付金の活用が可能となるよう、地域の実情に沿った柔軟な対応をすること。

44 海外への情報発信等の取組に対する支援 【復興庁、外務省、観光庁】

(1) 風評・風化対策に係る情報発信の強化・支援

令和 3 年 5 月末現在で 14 の国・地域で福島県産食品の輸入規制が行われており、海外においては原発事故に伴う当県への風評が依然として根強く残っていることから、海外からの風評払拭に向けて、国においては、駐日外交団や外国人プレスの当県への招へい等を通じた海外への情報発信を一層強化するよう取り組むこと。

また、海外において、政府や国際機関関係者に対し、知事等が直接当県の現状や取組について発信する事業のほか、国内における外国政府や国際機関、駐日外交団、在外県人会等を対象としたセミナーや県内視察、国際交流員を活用した情報発信など、当県が取り組む風評・風化対策に対する財政的支援を行うこと。

(2) 国際会議及び関連行事の誘致等

国や関係団体が主催する国際会議や関連行事等の当県開催を誘致・支援するとともに、国際会議参加者等による当県の現状に関する理解を促進するための取組を実施すること。

45 福島県環境創造センターの運営支援

【復興庁、外務省、文部科学省、環境省】

(1) 運営費の予算確保

福島県環境創造センターは、原子力災害からの環境回復・創造を進める拠点としての役割を担っていかなくてはならないことから、基金の利活用期間の延長や期間終了後の継続的な財源措置により、原子力災害が終息するまで、国が責任を持って運営費の予算を確保すること。

(2) 連携協力機関に係る予算確保

当県の環境回復・創造に向けた調査研究を着実に実施するため、日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所が福島県環境創造センターにおいて継続的・安定的に調査研究を進めることができるよう、引き続き十分な予算を確保するとともに、当県と国際原子力機関の協力のもとで進めている協力プロジェクトが円滑に実施できるよう、同機関に係る十分な予算を確保すること。

(3) 交流棟「コミュタン福島」への訪問促進

根強く残る当県の風評払拭のため、新型コロナ対策としてのバーチャル訪問等も含め、国内外から多くの方が「コミュタン福島」を訪問するよう、国として、全国の教育関係機関等への教育旅行での「コミュタン福島」の活用の周知や、海外に向けたPR等を行うこと。

46 避難地域における脱炭素まちづくりの推進

【環境省】

(1) 避難地域を脱炭素まちづくり先進地域とするための交付金制度の創設

避難地域の実情に応じた先行的な脱炭素×まちづくりを実現するため、避難地域の市町村がそれぞれ「脱炭素」の視点を取り入れた将来像や取組等に対し、柔軟に対応できる交付金制度を創設すること。

(2) 避難地域の防災拠点への再エネ導入支援

避難地域の防災・減災と脱炭素化を同時に実現する自立・分散型の再生可能エネルギーの創出を加速させる必要があることから、令和2年度で終了となった「平成23年度再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業」の後継事業においても、避難地域の自治体の実情を踏まえた特例措置を設けること。

47 指定管理鳥獣捕獲等事業等における予算確保等

【環境省】

指定管理鳥獣捕獲等事業を継続して実施できるよう必要な予算を確保するとともに、出荷制限など原発事故の影響を受けている本県に対し、昨年9月に野生イノシシから豚熱の感染が確認されたことによる捕獲関連経費の負担増などの実情を踏まえ、捕獲重点エリア内については更なる補助率の嵩上げをすること。

48 ツキノワグマによる生活環境被害対策

【環境省】

人里や市街地への頻繁な出没など、ツキノワグマの生態の変化による人身被害等の生活環境被害を防ぐため、総合的な対策が必要であることから、県が実施するクマの生息域から人の生活圏への侵入防止柵の設置や河川の刈り払いなどの被害防止対策に財政面も含め十分な支援を行うこと。

49 尾瀬等におけるニホンジカ対策の強化

【環境省】

(1) 尾瀬におけるニホンジカの捕獲の強化

尾瀬の植生に甚大な被害を及ぼしているニホンジカについて、国として個体数抑制に向けた抜本的な対策として、核心地区における捕獲の一層の強化を図ること。

(2) 尾瀬における保全地区の対策強化

尾瀬ヶ原の見晴など、食害の著しい場所について、国が防護柵を設置するなど被害防止対策を強化すること。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る予算確保

シカの生息域が核心地域から周辺地区に拡大していることから、捕獲を更に強化するため、指定管理鳥獣捕獲等事業について必要な予算を確保すること。

50 ふくしまグリーン復興の推進

【環境省】

当県の自然公園利用者数は、震災等の影響から減少し、今もなお震災前の7割に満たない状況が続いている。世界に類を見ない複合災害に見舞われた福島だからこそ、国内外からより多くの方に来てもらうこと、自然の恵みを次世代に継承することが重要であることから、国と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」の実現に向けた取組をこれまで以上に強力で推進するため、以下の措置を講じること。

(1) 国立公園の魅力向上等に向けた積極的な事業の推進

県内の国立公園における「国立公園満喫プロジェクト」や「新・尾瀬ビジョン」の取組を国が積極的に推進するとともに、自治体や事業者等の魅力向上や周遊促進等に向けた取組に対する新たな支援制度を創設すること。

(2) 只見柳津県立自然公園の越後三山只見国定公園編入後の拠点施設整備に係る予算の確保

只見柳津県立自然公園の国定公園編入後の情報発信等のため、県が行う拠点施設の整備について必要な予算を確保すること。

(3) ワークেশョンの聖地ふくしまの実現に向けた施設整備の促進及び予算の確保

ワークেশョンの聖地ふくしまの実現に向け、国立公園内のWi-Fi やワークスペース等の環境整備を推進すること。また、自治体や事業者等のワークেশョン普及に向けた取組に対する支援について、十分な予算を確保するとともに、補助事業の実施期間を十分に確保できるよう、より活用しやすい制度として柔軟に運用すること。

(4) 環境省直轄事業の確実な実施

国立公園の魅力向上と多様化するニーズに対応するため、ビジターセンターや野営場など老朽化した施設の改修や再整備について、整備計画に基づき確実に事業を実施すること。

また、五色沼自然探勝路などの特別保護地区内施設等の直轄整備及び管理に取り組むこと。

(5) 県事業に対する予算の確保

構想に基づく県の取組を着実に推進するため、自然環境整備交付金等の予算を十分に確保すること。

(6) ふくしまグリーン復興基金の造成等の財政支援

「ふくしまグリーン復興構想」及び連携協力協定に基づく魅力向上や周遊促進に向けた取組について、県や市町村が適時的確に事業に着手し、複数年度にわたる継続的な事業に柔軟に切れ目なく取り組むことができるよう、ふくしまグリーン復興基金を造成するなど、財政的な支援を行うこと。

51 尾瀬国立公園田代山の保全に向けた連携強化

【環境省】

台風などの影響から尾瀬国立公園田代山の北側斜面は大規模に崩落しており、このまま崩落が進めば山頂の田代山湿原（特別保護地区）に与える影響は大きいと危惧されることから、砂防事業の実施者である福島県と林野庁が速やかに事業が行えるよう連携を強化すること。

また、環境省が田代山の定期的な巡視等を行い状況把握に努め、崩落の状況変化を踏まえ必要に応じて湿原への影響調査等を行うこと。

52 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群などの水環境保全

【環境省】

(1) 水環境保全対策等に係る調査研究の実施

猪苗代湖の水環境保全対策について、国立公園内にある湖沼のモデルケースとして国立環境研究所においても当県と共同して調査研究に取り組むこと。

また、国立環境研究所が共同研究に取り組むため必要な経費について、十分な予算を確保すること。

(2) 水環境保全に対する支援

磐梯朝日国立公園の中核的位置を占める猪苗代湖・裏磐梯湖沼群などの水環境や自然環境を保全のため、水質や準絶滅危惧種に影響する水生植物の除去や処理などの対策が図れるよう早急に予算を確保すること。

IV 保健・医療・福祉

53 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備

【復興庁、厚生労働省、環境省】

当県では、原発事故による急激な人口減少という困難な課題に対し、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、社会全体での子育て・子育ての総合的な対策を強化し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを積極的に推進してきたところである。

国においては、いまだに根強い風評や子育て現場に残る不安など福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、第2期復興・創生期間以降においても長期的な視点に立って安定的かつ十分な予算を確保すること。

54 被災者見守り・相談支援事業の継続

【復興庁、厚生労働省】

仮設住宅や復興公営住宅等での避難生活が長期化している方や帰還した方に対し、今後も生活支援相談員による継続的な支援が必要であることから、令和3年度においても引き続き必要な予算を確保すること。

また、復興・創生期間終了後も中長期的な対応が必要であることから、本格的な復興・再生に向け当該事業による被災者支援を継続するとともに、生活支援相談員が複数年雇用できる基金化の実現に取り組むこと。

55 高齢者等サポート拠点運営事業

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除区域に設置されている高齢者等サポート拠点の運営に関して、介護保険事業への移行など、必要な体制が整備されるまでの間、必要かつ十分な財政支援を継続すること。

56 社会福祉施設等の復旧に向けた支援

【復興庁、厚生労働省】

原発事故による避難の長期化により事業再開ができない社会福祉施設等に対し、復旧に着手できる時点で社会福祉施設等災害復旧費補助金が適用できるよう財政支援を継続すること。

57 避難地域の介護サービス提供体制の再構築

【厚生労働省】

避難指示解除地域では高齢者の帰還割合が高くなっており、住民が安心して帰還できるためには介護提供体制の再構築が必要不可欠であるが、当該地域では未だに深刻な介護人材不足により必要な介護サービスが十分に提供されない状況にある。

平成30年度から新規又は拡充の措置が講じられた下記事業については、人材確保の成果が出るまでには時間がかかることから、引き続き十分な財源措置を継続すること。

(1) 被災地における福祉・介護人材確保事業（セーフティネット支援対策等事業費補助金）

- ① 研修受講費・就職準備金の貸与及び住まいの確保支援等
- ② 新規採用職員・中堅介護職員就労支援事業
- ③ 相双地方介護人材確保対策モデル事業

(2) 福島介護再生臨時特例補助金事業（福島介護再生臨時特例補助金）

- ① 避難指示解除区域等で再開、運営している介護保険施設に対する運営費支援
- ② 避難指示解除区域等で訪問サービスを実施する事業所に対する運営費支援

58 福祉人材の処遇改善制度の創設

【厚生労働省】

浜通りや避難指示区域等を含む地域では、原発事故の影響により、福祉・介護施設等従事者は震災後大幅に減少しており、県内での人材確保が困難な状況にあることから、事業者を支援するため、これらの地域においては、「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算」に加えて、特例措置として全額国庫による賃金手当制度を新設すること。

59 医師確保計画の実効性向上への支援

【厚生労働省】

東日本大震災及び原子力災害から10年を経過した現在、復興に伴い日々新たに増えている課題に対処していく必要があるほか、県土の多くを過疎・中山間地が占めている当県において、県民が安心して医療を享受できるよう医療提供体制の確保を図っていく必要がある。

このような中、当県では、「福島県医師確保計画」に基づき、様々な施策を展開しているところであるが、全国順位の下位3分の1を脱するために必要な医師数446名の確保に向け、更なる医師確保対策に努めなければならない。

医師の絶対数が少ない当県が行える医師確保策には一定の限度があることから、国は、専門医制度の専攻医募集定員に係る厳格なシーリングの実施や都道府県域をまたぐ医師の地域偏在・診療科偏在解消に向けた仕組みづくりなど、都道府県が行う医師確保対策の実効性の確保に向けた支援策を講じるとともに、医師確保計画に基づき実施する具体的な施策に十分な財政支援を行うこと。

60 福島県立医科大学医学部定員増の恒久化

【文部科学省、厚生労働省】

当県では、原子力災害等の影響により医療提供体制がより深刻な状況であるほか、厚生労働省が令和元年12月に示した医師偏在指標では全国ワースト5位の「医師少数県」に位置付けられるなど、依然として厳しい状況が続いている。

医師需給分科会において「2020年の医師の需給推計の結果を踏まえ、臨時定員設定方法を検討する」と示されているが、医学部臨時定員増が認められない場合、同大学医学部の定員は130名から85名となり、45名の減少となることから、福島県医師確保計画に掲げる確保すべき医師数の目標達成が困難になることは明らかである。

については、現在、期限付きで認められている福島県立医科大学医学部の臨時定員増の恒久化措置を図ること。

61 地域医療介護総合確保基金

【厚生労働省】

国においては、平成26年度から地域医療介護総合確保基金により、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めることとしているが、当県は、深刻な人材不足にあるなど地域医療及び介護の提供体制が一段と脆弱化している状況にあり、これらの人材確保の対策が必須の課題となっている。

特に、福祉・介護人材の確保にあたっては、就労支援金、住居費等の支援に関する事業とイメージアップや職場体験等の総合的な事業を組み合わせることで対策を講じているが、当基金では、就労支援金や住居費の支援に関する事業費は対象外とされている。

加えて、国が進めている外国人介護人材の活用については、外国人全体に対する就職準備金や生活費の助成などの有効な事業を実施し、人材不足に対応していく必要がある。

また、当県では、県内7方部のうち5方部に介護福祉士養成施設が存在していたが、令和3年度には、運営継続が困難なことから会津地域唯一の養成施設が新入学者の募集を停止し、さらに、県北地域においても、唯一の養成施設が運営継続について検討しており、県内では養成施設の偏在が進んでいる状況にある。

全国第3位の広大な面積を有する当県では、養成施設所在地の地域的な偏りにより生じる通学の困難さが、介護福祉士を目指す

学生の進路選択の障害となるため、県内各方部で介護福祉士養成施設の教育内容の向上を図り、継続させることができるよう、介護福祉士養成施設への運営費について支援を講じる必要がある。

については、こうした取組を確実に実施するため、地域の実情に応じて柔軟に基金を活用できるよう制度の見直しを図るとともに、必要な財源を確保すること。

また、各事業の区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとすること。

さらに、例年、夏頃の内示時期を待って事業に着手できる状況であり、事業期間の十分な確保と効果的な実施のため、また市町村から早期の内示を要望されていることから、第1四半期中に事業着手が可能となるよう、交付手続きの迅速化を図ること。

62 地方単独医療費助成制度による国庫負担金の減額措置の廃止 **【厚生労働省】**

地方単独事業により医療費助成を実施した場合の国保の国庫負担金等の減額措置について、子どもの医療費は、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成の減額調整措置を行わない（平成28年12月22日の厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）こととする見直しが行われたが、年齢など条件を付さず早急に減額措置を廃止すること。

併せて、減額措置制度そのものについても廃止すること。

63 国民健康保険における財政支援

【厚生労働省】

国保改革に係る国費の追加財政支援（約3,400億円）は、令和4年度以降も都道府県及び市町村の国保財政運営の安定化のため着実に実施すること。

64 がん対策の充実

【厚生労働省】

(1) アピアランスケアに対する助成制度の創設

がん患者が治療と就労や社会参加を両立できるよう、ウィッグ等の補整具購入費を助成する制度を創設すること。

(2) 20歳から40歳未満のがん患者等の療養生活に対する支援制度の創設

20歳から40歳未満のがん患者や、18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていないがん患者について、患者や家族の経済的負担を軽減しながら住み慣れた地域社会で療養生活を送ることができるよう、当該世代に対する医療費助成や介護保険サービスと同等の支援制度を創設すること。

65 がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し

【厚生労働省】

令和4年度に予定されている「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の改定について、がん診療連携拠点病院の指定要件を全国一律とせず、地域の実情や地域の連携体制に応じた指定要件に緩和すること。

66 少子化対策（結婚支援）の財政支援

【内閣府】

当県の20～49歳の未婚率（平成27年）は、男性46.1%、女性32.8%で、平成22年と比べると男女とも2ポイント以上上昇しており、特に男性の未婚率は全国平均を初めて上回った。

また、平均初婚年齢（令和2年）は、男性30.3歳、女性28.8歳と全国平均（男性31.0歳、女性29.4歳）よりも低いものの依然として高い水準にあるほか、若い女性の減少率が大きくなっており、未婚化・晩婚化、ひいては少子化進行の大きな要因となっている。

国においては、未婚化・晩婚化対策を最重要課題と受け止め、県、市町村等が地域の実績に応じて意欲的に取り組む結婚支援について、十分な効果を上げられるよう、長期的かつ安定的な予算を確保すること。

特に、市町村が行う結婚新生活支援事業について、市町村の実施計画に見合った十分な予算を確保すること

67 保育人材・放課後児童支援員の確保に向けた財政支援

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

待機児童解消の取組を強化するため、「新子育て安心プラン」により保育の受け皿を整備しているが、施設整備に伴い必要となる保育士の確保については、公定価格の底上げを図るなど保育士の給与改善を更に進めるよう、国が責任を持って対処すること。

また、保育所等の処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、算定の誤りに繋がること懸念されるため、制度の簡素化を図ること。

68 保育所等の施設整備に関する制度の一元化と財源確保
【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があり、特に、双方に申請が必要な認定こども園については、災害復旧申請時など、同じ施設でありながら基準が異なっており、当県及び市町村ともに事務執行に支障をきたしていることから、文部科学省分の補助率を厚生労働省と同一に引き上げるとともに保育の実施主体である市町村への直接補助に統一した上で、保育所を含めた保育施設全般に係る事務の所管を内閣府に一元化し十分な予算を確保すること。

69 放課後児童クラブの運営体制の充実
【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

放課後児童クラブについては、国の交付金における補助基準額全体のかさ上げを行うこと。

また、放課後児童クラブの運営を担う放課後児童支援員については、処遇改善等加算の要件の緩和などにより更なる処遇改善を進めること。

70 母子の健康支援
【環境省】

当県では、いまだに放射能の健康影響に関する不安があるため、放射線の健康影響対策として取り組んでいる相談事業を継続して実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

71 避難地域等における幼児期の教育・保育環境の充実
【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省】

原子力災害による避難地域における教育・保育施設については、今後更に帰還が進むよう魅力ある教育・保育の環境を整備することが求められていることから、整備に必要な予算を、復興・創生期間終了後も、引き続き十分確保すること。

また、子育て世代の帰還を促すため、町村が特色ある施設整備ができるよう効果促進事業の枠組みを引き続き継続すること。

72 ひとり親家庭への支援策の充実

【厚生労働省】

(1) ひとり親家庭への医療費助成制度の創設

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するとともに、安心して医療機関を受診することができるよう、国においてひとり親家庭の医療費助成制度を創設すること。

(2) 児童扶養手当の一部支給停止の廃止

支給開始から5年等満了後に手当額の1/2を支給停止とする「一部支給停止」の取扱いは、支給対象者の困窮化を招くことはもとより、支給停止及び支給停止の除外に係る事務が煩雑であり、受給資格者及び支給機関双方の負担が大きいことから廃止すること。

(3) 就業支援の充実

ひとり親世帯の自立のために、ひとり親が安心して資格・技能の取得に専念できるよう、高等職業訓練促進給付金事業等の就業支援をさらに充実させること。

73 すべての子どもを対象とした医療費助成制度の創設

【厚生労働省】

安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国においてすべての子どもを対象にした医療費助成制度を創設すること。

74 飲用水の放射性物質モニタリング検査にかかる財源の確保

【消費者庁】

飲用水の放射性物質のモニタリング検査は、飲用水に対する不安を払拭するほか、避難指示区域等における住民帰還後の事業活動再開や放射性物質に対する風評被害対策につながることから、当該検査等にかかる費用の財政支援を講じること。

75 水道情報活用システム導入費用にかかる継続的な支援 【厚生労働省】

将来に渡り安定的に水道を供給するため、人口減少による料金収入の減少、施設の老朽化等の課題を解決し、水道事業基盤を強化する必要がある。水道情報活用システムを導入することで、遠隔監視・水道施設台帳の整備など、業務の効率化や管理の高度化が可能になることから、継続的な支援制度の構築や十分な財源の確保に努めること。

76 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害で被害を受けた中小企業等が事業を継続・再開するため、中小企業等グループ施設等復旧整備に係る補助金の自己負担部分に利用できる当貸付金についても、補助金と連動した予算措置を行うこと。

77 東日本大震災緊急保証

【中小企業庁】

東日本大震災による著しい被害によって経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、東日本大震災復興緊急保証を令和4年度以降も継続して実施すること。

78 特定地域中小企業特別資金

【復興庁、中小企業庁】

原子力災害により移転を余儀なくされた中小企業等が事業を継続・再開するため、特定地域中小企業特別資金の貸付を令和4年度以降も継続すること。

79 放射線量測定指導・助言事業の継続

【復興庁、経済産業省】

国において実施している工業製品の放射線量の測定指導・助言事業について、関係機関等の意見を踏まえながら令和4年度以降も継続していくとともに十分な予算確保を行うこと。

80 知的財産戦略の推進

【特許庁】

県内企業の知的財産戦略を促進し、国内外で活躍する開発型・提案型企業を増やしていくため、知財イベントの開催や、県が新たに設置予定の協議会への参画、全国の状況等を見据えた助言、アクションプラン策定、当県の施策や取組の周知等へ協力すること。

81 公設商業施設の安定的運営への支援

【復興庁、経済産業省】

避難解除等区域の復興を推進する上で、住民等の帰還を促進することは重要な取組である。そのためには、市町村が設置した公設商業施設の安定的な運営が必須であり、住民等の帰還が進まない中で、労働者の確保や販売の促進等の新たな課題が生じている。当該施設の機能を安定的に維持・継続するため、運営面での支援や新たな課題への取組の支援などの予算の確保を含め、安定的運営のための十分な支援を行うこと。

82 情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）への運営補助の継続

【厚生労働省】

令和3年度政府予算において継続が認められた情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）のコンピュータリース料に要する経費に係る補助については、令和4年度以降も同様の内容で補助を継続すること。

83 「技能者育成資金融資制度」の更なる改善

【厚生労働省】

「技能者育成資金融資制度」は、日本学生支援機構の奨学金に比べ、金利が高く融資金額が低いなど利用しにくいことから、金利の引き下げや融資金額の増額、手続きの簡素化などの見直しを行うこと。

また、日本学生支援機構と同様の「給付型奨学金」を、公共職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）訓練生を対象とした「技能者育成資金融資制度」に導入すること。

84 福島空港の国際定期路線就航に向けた支援

【外務省、国土交通省、観光庁】

福島空港の国際定期路線は、震災前まで中国（上海）、韓国（ソウル）に運航していたが、原発事故に伴う風評により10年以上運休しており、再開が見通せない状況が続いている。

当県は、他県に比べ外国人観光客の伸びが鈍く、今後、本格復興の歩みを加速させ、経済効果を全県に波及させていくうえで、国際定期路線の誘致が必要である。

そのためにも、福島空港国際定期路線の就航に向け、今後運航が見込まれる国、地域に対して、国が前面に立って働き掛けを行うほか、税関、入国審査、検疫といった受入体制を維持・拡充すること。

また、福島空港国際定期路線の就航に関する県の取組を支援すること。

85 福島空港の防災拠点等への位置づけ

【内閣府、総務省、国土交通省】

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、万が一、首都直下地震などの大規模かつ広域的な災害が起こった場合に備え、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点としての施設等整備を行うこと。

86 ウィズコロナ、アフターコロナにおける県内観光再生に向けた支援

【観光庁】

(1) 国内観光需要喚起策の継続

ワクチンの供給が順次進みつつあり、令和4年度に向けては観光再生に明るい兆しが見え始めていることから、現在、当県が独自に実施する県民限定の宿泊割引等に対する支援制度「地域観光事業支援」や国内観光需要の回復策「GoTo トラベル事業」について、継続して必要な予算を確保し、観光産業のV字回復につなげること。

(2) インバウンド回復に向けた取組の実施

国内観光需要の喚起策と併せて、インバウンドの回復を図るため、海外を対象とした「GoTo トラベル事業」のような観光キャンペーンを国として実施すること。

87 新型コロナウイルスの影響を受ける国内航空会社等に対する 財政支援

【復興庁、内閣府、国土交通省】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営状況が急激に悪化している国内航空会社は、就航路線の運航計画見直し（運休・減便）を迫られるなど、苦境に立たされている。

福島空港は、県民の活動を支える極めて重要な交通インフラであり、東日本大震災後、国際線の運休が続く中で、大阪（伊丹）線と札幌（新千歳）線の路線を維持することは、震災と原発事故からの本格復興に向かう当県にとって、企業・経済活動及び地域間交流の促進に当たって最も重要な課題のひとつとなっている。県では、これまでも路線の維持・拡充対策として空港使用料の減免措置を講じているが、新型コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、国内航空会社に対する更なる支援が必要であり、また、空港を管理運営する事業者の経営や県の財政を圧迫する事態となっている。

このため、国は苦境に立つ国内航空会社、空港運営を担う事業者の経営改善及び県に対する財政支援として、空港使用料・航空機燃料税の減免や県が実施する事業者への支援に対する交付制度の継続、固定経費の中で大きな負担となっている空港ビル等の賃借料の補助、地方空港路線の維持・拡充を図るための航空会社に対する運航費の補助を行うなど必要な措置を講じること。

88 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化
【復興庁、外務省、農林水産省、水産庁、経済産業省】

(1) 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化のための財源確保

根強く残る風評を払拭するため、第2期復興・創生期間以降も引き続き放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査（流通実態調査）の結果や情勢の変化に応じた「ふくしま」ならではのブランドの確立、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するために必要となる対策の予算を確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県産農林水産物の販売不振の実態と要因を明らかにするため、国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

(3) 輸入規制撤廃に向けた働き掛けの強化と関連予算の確保

当県農林水産物への輸入規制を実施している諸外国に対して、科学的根拠に基づく安全対策を周知し、早期に規制措置を撤廃するよう一層強く働き掛けるとともに、輸出の回復・拡大を図るために必要な関連予算を確保すること。

89 避難地域の営農再開に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

避難地域の営農再開を進めていくには、地域の実情を踏まえた継続的な取組みが不可欠であることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び被災地域農業復興総合支援事業）について、事業を継続し、長期的かつ十分な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

福島再生加速化交付金において、卸売市場の整備が可能となるようメニューを創設すること。

90 高付加価値産地構想の実現に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

高付加価値産地構想の実現に向け、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施に当たっては、避難地域で農産物の生産や加工等の核となる事業者の誘致に取り組むとともに、県・市町村・関係機関と一体となって産地形成を支援すること。

福島県高付加価値産地展開支援事業を令和4年度以降も継続し、十分な財源を確保するとともに、整備事業の基金化など柔軟な運用を可能にすること。

91 放射性物質除去・低減技術の開発に対する支援の継続

【内閣府、復興庁、農林水産省、水産庁】

科学的裏付けに基づく安全な農林水産物の生産を継続するため、第2期復興・創生期間以降も放射性物質除去・低減技術の開発に対する支援を継続するとともに、令和4年度の十分な予算を確保すること。

【必要な取組】

- ・ 特定復興再生拠点区域内の農地における放射性物質の挙動把握、安全な農産物を生産するためのカリ含量を一定水準に維持する技術の確立
- ・ 汚染されたコナラ林をキノコ原木用として利用するための吸収抑制技術の確立
- ・ 水産物の安全性を科学的に証明するための放射性物質濃度予測手法や除去技術の確立 等

92 福島イノベーション・コースト構想に基づく先端技術の開発・実証及び社会実装に向けた支援の継続

【復興庁、農林水産省、経済産業省】

避難地域等の農林水産業の本格的な復興・再開を進めていくためにも、福島イノベーション・コースト構想に基づいた技術の開発・実証の継続及び社会実装に必要な十分な予算を確保すること。

93 農地中間管理関連事業の予算確保

【農林水産省】

- ・ 令和5年度で終了予定となっている機構集積協力金交付事業について、令和5年度以降も事業を継続すること。
- ・ 担い手への農地集積・集約に必要な農地中間管理機構事業の予算を確保すること。
- ・ 特に、避難地域12市町村における農地集積を加速するため、原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業の予算を確保すること。

94 鳥獣被害対策を強化するための予算確保等

【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 鳥獣による放射性物質の拡散防止

高いレベルの放射性物質が検出されているイノシシやニホンジカが急速に生息域を拡大しており、放射性物質の拡散防止のため集落ぐるみの総合的な対策（生息環境管理、被害防除、捕獲）を継続して支援する必要があるため、財源を確保し、中長期的に拡散防止を支援すること。

(2) 鳥獣被害対策関連事業の予算拡充と早期交付

市町村から要望の多い鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保に努め、令和4年度の要望に十分に応え、令和4年度以降も財源を確保し中長期的に支援するとともに、農作物の栽培期間に適切な対策実施が可能となるよう年度当初に全額交付すること。

また、捕獲頭数の増加に応じた活動経費の上乗せ支援等については、令和4年度以降も事業を継続すること。

95 鳥獣被害対策の人材育成

【農林水産省】

市町村が野生鳥獣の管理に関する専門的な知識を有する職員を配置する際に必要となる経費を助成するメニューを、国事業に新たに設けること。

また、鳥獣被害対策に係る人材の確保や育成のため、国が認定する資格の創設や育成すべき人材の能力等のガイドラインを策定すること。

96 モモせん孔細菌病対策の強化

【農林水産省】

- ・ モモせん孔細菌病の防除効果に優れた新農薬の登録、既存農薬の登録拡大等の加速化を図ること。
- ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等において本病の多発要因の解析に基づく総合防除体系を確立すること。
- ・ 同機構等における本病の抵抗性品種の早期育成と普及を図ること。
- ・ 果樹農業生産力増強総合対策など、本病防除に係る補助事業財源の中長期的な確保を図ること。

97 農業系汚染廃棄物処理に向けた支援

【内閣府、環境省】

農業系汚染廃棄物の処理及び一時保管場所の原状回復等を確実かつ早急に行うための事業を創設すること。

98 環境保全型農業直接支払交付金の支援拡充

【復興庁、農林水産省】

- ・ 県、市町村が環境保全型農業を推進し、農業者の多くが本事業に取り組めるよう、環境保全型農業直接支払交付金予算を十分に確保すること。
- ・ 有機農業をはじめ環境保全型農業を広く普及するため、環境保全型農業直接支払交付金の対象者を「国際基準の GAP を実践する農業者」に限定せず、エコファーマーも支援対象とすること。
- ・ 市町村が農業者へ積極的に事業を推進できるように事務負担を軽減すること。
- ・ 避難 1 2 市町村において営農再開した農業者に対しては、事業を取り組みやすいよう本事業に特別な支援制度（事業の要件緩和、交付単価の上乗せ）を設けること。

99 農業経営の復旧・復興のための金融支援

【復興庁、農林水産省】

(1) 農業経営の復旧・復興のための金融支援の継続

財特法特例、最長 18 年間の無利子化措置や無担保・無保証人での融資措置について継続すること。

(2) (1)に係る対象者の拡大

原子力被災 1 2 市町村においては、農業を再生させることが重要であることから、新規・転入就農者についても現在の対象者に準じた優遇措置を講じること。

(3) 県単独事業に係る震災復興特別交付税の充当

当県独自の農業制度資金に係る融資機関への利子補給及び農業信用基金協会への補助等の費用について、農業者の償還が終了するまで震災復興特別交付税を充当すること。

100 6次産業化推進に向けた支援

【農林水産省】

6次化サポートセンターの財源である、農山漁村6次産業化対策事業補助金について、事業実施に必要な十分な予算を確保すること。

また、令和2年度より大幅に事業内容の見直しがなされ、高度な経営改善目標を掲げる農業法人等のみ支援対象が絞られたところであるが、6次産業化の底上げには多様な担い手の育成が必要であることから、従前、事業対象とされていた実践者の取組段階に応じた専門家派遣など、幅広い支援が可能となるよう弾力的な運用を可能とすること。

101 米の計画的な生産に向けた支援

【農林水産省】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中・外食向けの米の需要量が減少し米価が下落するなど需給環境が悪化している中、県ではかつてない規模の主食用米の作付面積の削減に取り組んでいる。

については、需要に応じた米の生産による需給環境改善に向け、国においても以下について十分な対応を行うこと。

(1) 営農計画書の提出期限の延長

関係機関・団体が一体となり、需要に応じた米生産の推進期間を十分に確保できるよう、営農計画書の提出期限を昨年同様9月末まで延長すること。

(2) 備蓄米の買入数量の拡大

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により悪化している米の需給環境の改善を図るため、備蓄米制度を弾力的に運用し、令和4年産備蓄米の買入数量総枠の拡大を行うこと。

(3) 水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）の交付時期の早期化

戦略作物助成について、農業者の生産経費の支払時期となる10月中旬頃までに交付できる仕組み（概算払を含む）を創設すること。

(4) 「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」の採択額の増額

速やかに予算額を増額補正するなど、事業を要望したすべての取組主体の採択と予算額の配分を行うこと。

102 産地生産基盤パワーアップ事業の予算確保

【農林水産省】

当県農業の力強い発展には、産地において基幹的な機能を担う集出荷施設や乾燥調製施設の機能向上、大規模な園芸用栽培施設の整備、省力化のための農業機械等の導入が必要であることから、産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）の全ての要望地区において事業が実施できるよう、十分な予算を確保すること。

103 肉用牛肥育経営安定交付金制度の運用改善

【農林水産省】

肉用牛肥育経営安定交付金制度については、従来の都道府県毎の算定方式を認めるなど、地域の実態に合わせた制度運用とすること。

104 畜産生産基盤の復興支援

【復興庁、農林水産省】

(1) 初妊牛導入による増頭支援

生乳生産基盤を早期に回復させるため、令和4年度以降も当県酪農業の中核を担う経営体に対する増頭支援を継続すること。

(2) 酪農担い手の育成

原子力災害により遅れをとった経営体の成長を、全国水準に引き上げるため、次代を担う当県酪農担い手の経営能力、技術能力の向上に向けた新たな事業を構築すること。

(3) 畜産企業等の参入対策

失った生産基盤をカバーするため、新たな畜産担い手としての畜産企業等の県内参入に向けた、福島県の活動を支援するための事業を構築すること。

(4) 繁殖雌牛生産基盤の強化

- ・ 小規模和牛繁殖経営への雌子牛導入も可能となるよう要件を緩和するとともに、十分な予算を確保すること。
- ・ 牛伝染性リンパ腫（BL）の感染拡大防止により優良繁殖雌牛群の損耗防止を図るため、感染牛分離飼育用畜舎の改修に対する支援を強化すること。

(5) 肥育農家の経営体質強化に向けた支援

- ・ 肥育農家の繁殖肥育一貫経営への転換による経営体質の強化を支援すること。
- ・ 一貫経営の開始に向けた畜舎の改修に対する支援を強化すること。

105 高品質飼料生産・供給体制の構築と

ICTを活用した放牧拡大による営農再開の推進

【復興庁、農林水産省】

(1) 高品質自給飼料生産と安定供給体制の確立支援

生産性向上のための土壌改良対策及び生産履歴等管理のための関連機器等の導入等による自給飼料の生産拡大と安定供給を図るため、総合的な対策に必要な予算を十分に確保すること。

(2) ICTを活用した放牧技術の導入による省力化支援

国・県の放牧実証事例をもとに開発したICT技術（例 遠隔監視システム）等活用による省力的な放牧の再開支援に必要な予算を十分に確保すること。

106 豚熱の感染拡大防止に向けた支援

【農林水産省】

(1) 適切なワクチン接種時期等の検証

ワクチンを接種したにも関わらず十分な免疫が得られずに豚熱が発生する事例が生じていることから、適切なワクチン接種時期や接種方法等を十分に検証し早期に方針を示すこと。

(2) 野生いのしし対策の充実

野生いのししによる豚熱感染が全国的に拡大していることから、経口ワクチンの広域的な重点散布エリアの設定やそのエリアへのヘリコプターによる散布の実施については、国が主体的に取り組むこと。

また、経口ワクチンの効果的かつ効率的な散布方法等を十分に検証し早期に方針を示すとともに、各都府県が実施する経口ワクチン散布等に関する経費について、十分な予算を措置すること。

107 浜通り地域の水産業復興関連事業に必要な予算の確保
【復興庁、水産庁】

(1) 福島再生加速化交付金事業(水産業共同利用施設復興整備事業)の継続

浜通り市町において水揚げの拠点となる水産関係施設等の整備が実施できるよう事業の継続と予算の確保を図ること。

- ・ 水産加工施設等の整備
- ・ 漁業用施設(荷捌き施設等)の整備

(2) 流通拡大実証への支援の拡充

水産物流通加工業者が今後の水揚げ拡大に対応しつつ、風評に打ち勝つ県産水産物のブランド化及び流通拡大を図るために必要となる経費等への支援に必要な予算を確保すること。

- ・ 水産物流通加工業者が流通拡大に取り組む際の運営経費等への支援(人件費、減価償却費等)

108 栽培漁業の再構築に向けた支援
【復興庁、水産庁】

(1) 種苗放流支援事業の継続

種苗生産体制の再構築及び漁業者等の負担による栽培漁業(ヒラメ・アワビ等)、遊漁事業(アユ)の体制が整うまでの間、引き続き、種苗放流に取り組めるよう「被災海域における種苗放流支援事業」による中長期的な支援を継続すること。

(2) サケ資源減少に対応する増殖事業等への支援

① ふ化放流事業の継続

ふ化放流事業の実施に必要な卵数を確保するため、広域での融通制度の構築や、回帰尾数が回復するまでの間、ふ化放流事業に取り組む団体等のさらなる支援の強化を国主導で行うこと。

② 回帰尾数の回復

関係道県と連携のもと、海洋環境の変化に適応したふ化放流技術の開発や稚魚の初期減耗要因の究明等、調査研究の充実・強化を図るとともに、サケ増殖事業の将来像を提示すること。

109 水産業復旧・再開関連事業の継続

【復興庁、水産庁】

水産業の再生のために必要な以下の事業について予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

- ・ 漁場復旧対策支援事業
- ・ 加工原料等安定確保支援事業
- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業
- ・ 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業
- ・ 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業
- ・ 水産関係資金無利子化事業
- ・ 漁業・養殖業復興支援事業

110 農業・農村再生のために必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

避難地域12市町村におけるほ場整備やため池の放射性物資対策など、当県の農業・農村再生に不可欠な以下の復興事業について、第2期復興・創生期間以降も事業が完了するまでに必要となる予算を確保すること。

- ・ 農地集積の更なる促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備
- ・ ため池等の放射性物質対策
- ・ 先端技術等の導入に対応する基盤整備
- ・ 広範囲の農地を少数農家で管理していく施設整備
- ・ 農業水利施設等の補修・維持管理体制の構築 等

111 農業・農村再生に必要な人員の確保

【復興庁、農林水産省】

農業・農村の早期の復興・再生を着実に進めていくため、県が市町村と一体となって実施している農地等の基盤整備の更なる推進が急務となっていることから、引き続き、全国知事会などと連携を図り、人員確保に対する支援を継続すること。

112 農業農村整備に係る予算の確保

【農林水産省】

担い手への農地集積や高収益作物の高品質化、生産拡大等の農業生産性の向上と農村地域の安全・安心の確保のために不可欠な農業農村整備事業に係る予算を十分に確保するとともに、地方財政措置の更なる拡充を行うこと。

113 地籍調査事業に係る予算の確保

【国土交通省】

地籍調査については、頻発する豪雨災害等への備えとともに、公共事業の計画的な実施に必要不可欠であるため、土地の境界確認に必要な人証や物証が失われる前の早期実施に向けて、必要な予算を十分に確保すること。また、地方公共団体の地方負担額について、円滑な財源確保ができるよう、地方債制度を創設すること。

114 日本型直接支払制度の予算確保

【農林水産省】

農業・農村の多面的機能を発揮するため、活動組織が多面的機能支払や中山間地域等直接支払を活用できるよう、予算を十分に確保すること。また、県・市町村が効果的に取組の推進を図ることができるよう、推進に係る予算を十分に確保すること。

115 多面的機能支払制度の拡充

【農林水産省】

活動組織の広域化と併せた事務の効率化を推進するため、小規模な広域活動組織における経費負担を緩和するための加算措置を設けるなど、地域の事情に応じた活動組織の広域化が円滑に行われるよう制度を拡充すること。

田んぼダムの取組においては、広域的でまとまりのある取組を推進することにより効果が高まることから、複数の活動組織による取組に対して加算措置を拡充すること。

116 避難指示・解除区域における農業水利施設の保全管理制度の創設

【復興庁、農林水産省】

営農再開の進展や農家の帰還状況に合わせた農業水利施設の保全管理体制を整えるため、国・県・市町村・土地改良区の役割分担を柔軟に見直し、農家負担を求めない保全管理制度を創設すること。

令和3年度から、営農再開支援水利施設等保全事業により支線用水路の保全管理をモデル的に開始し、令和4年度以降は対象路線や施設を拡大していくことから、引き続き必要な予算を十分に確保すること。

117 森林・林業再生のための予算の確保

【復興庁、林野庁、環境省】

(1) 「総合的な取組」の促進

「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、県民の安全・安心の確保や森林・林業の再生に向けて、市町村の要望に沿った対策が着実に進められるよう取り組むこと。

(2) 森林環境モニタリング等の予算確保

森林における放射性物質対策を推進するため、森林内の汚染状況や経時的変化の調査に継続して取り組む森林環境モニタリングや、植栽木や萌芽枝等の放射性物質濃度の経年観測に関する調査等の中長期的な予算を確保すること。

(3) ふくしま森林再生事業等に係る予算の確保

間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」や「森林環境保全直接支援事業（災害に強い森林づくり）」は、原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図るうえで欠かすことのできない事業であることから、当該事業の実施に必要な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

(4) 里山再生事業に係る予算の確保

里山再生事業について、関係市町村の意向を踏まえた実効性のある対策を実施するとともに、今後の要望を踏まえた中長期的な予算を確保すること。

118 しいたけ原木供給再開に向けた広葉樹林再生の支援 【復興庁、林野庁】

次世代のきのこ原木林等となる広葉樹林の再生を図る「広葉樹林再生事業」の拡充と予算の確保を図ること。

119 路網整備に係る予算の確保 【復興庁、林野庁】

森林・林業の再生に必要な林業専用道を整備するため、中長期的な予算を確保するとともに、県や市町村負担分の震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

また、林業専用道等の路網整備計画立案に必要な航空レーザ計測についても、予算の確保及び交付税措置の継続を図ること。

120 バーク処理に関する支援

【内閣府、復興庁、林野庁、経済産業省、環境省】

(1) 放射性物質の影響を受けたバークの処理や利用再開に向けた支援の継続

木材加工業者等へのバーク処理経費の一時貸付に関する支援及び有効利用に向けた検証費用等についての支援を継続すること。

(2) 新規事業もしくは事業規模拡大によって生じるバークの処理に関する支援

新規事業もしくは事業規模拡大によって生じるバークの廃棄物処理経費等については、東京電力は賠償対象外としていることから、東京電力に対し、当該バークの処理が木材加工業者等の負担とならない仕組みを早急に構築するように強く働き掛けること。

また、賠償が困難なバークについては、東京電力が対応するまでの間、木材加工業者等のバークの産業廃棄物処理経費等を支援する新たな事業を創設すること。

121 きのご原木の安定確保及び栽培きのごにおける生産資材の継続支援

【復興庁、林野庁】

(1) きのご原木の安定確保に向けた調査への支援

県内の広葉樹林において、各地域の汚染状況を調査し、きのご原木が生産可能な林分の分布や供給可能量を推定する調査を継続して支援すること。

(2) 生産資材の調達における継続支援

栽培きのごの生産については、未だ震災前の状況に回復していないことから、原木やおが粉などの生産資材の調達に係る補助事業について、今後見込まれる原木露地栽培の再開も見据えた予算を確保し継続すること。

122 野生きのこ等の出荷制限の解除

【厚生労働省、林野庁】

- ・ 非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認されたマツタケについては出荷が可能となる制度改正がなされたところであるが、主要な野生きのこ・山菜についても同様に簡易な検査を行って出荷できるよう、技術的な検証を進めること。
- ・ 非破壊検査機器による検査体制、出荷管理体制を構築するため、機器の整備を進めるとともに検査体制を維持する経費についての予算を確保すること。
- ・ 食品用非破壊検査機器による検査結果を出荷制限解除に向けたデータとして活用できるよう検討すること。

123 海岸防災林造成事業に係る予算の確保

【復興庁、林野庁】

(1) 海岸防災林の整備

事業完了に至るまでの年度予算及び全体計画事業費を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

(2) 維持管理への支援

成林するまでに要する十分な予算を確保するとともに、パトロールや維持管理等に対し財政的支援を行うこと

124 強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した乳業再編等整備の支援

【農林水産省】

県内乳業者2社（酪王乳業株式会社、東北協同乳業株式会社）の合併による乳業工場の再編合理化により、県内ブランド牛乳生産拠点の機能強化と集送乳の合理化を図り、生乳生産基盤の復興・強化と当県酪農家の経営安定を推進するため、以下について十分な対応を行うこと。

- ・ 本県乳業工場の再編合理化を円滑に進めるため、国事業「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）乳業再編等整備」の採択に向けて、今年度補正予算等により十分な予算を確保すること。
- ・ 交付金の配分基準におけるポイント付けについても、乳業の再編合理化の目的を的確に反映できる仕組みとすること。

125 農業次世代人材投資事業の安定的な予算確保

【農林水産省】

- ・ 意欲ある就農希望者や新規就農者に交付金が確実に交付されるよう予算を確保すること。
- ・ 頻繁に行われる制度改正により、取組が停滞しないよう、改正に当たっては早期の事前周知及び猶予期間を設けること。

126 水産業再生に係る取組の強化

【内閣府、復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

当県水産業の復興に向け、漁業関係者は本年4月に試験操業を終了し、本格操業に向けた取組に大きく舵を切ったところである。このような中、水産業に関わる事業者、特に若い担い手が将来にわたって、安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、しっかり売り切ることができる環境づくりが重要であることから、国が前面に立って、以下の総合的かつ強力な対策を講じること。

- 1 生産から流通・消費に至る水産業全体を捉え、「揺るぎない生産体制をつくる」ための操業拡大に取り組む漁業者への手厚い支援や新規就業者への支援制度創設、「適正な価格で売り切る」ための消費者に向けた本県産水産物への理解促進の取組、「豊かな漁場を守り育てる」ための資源管理と栽培漁業への支援など、3つの観点で強力な対策を講じること。
- 2 当県水産業が真の復興を成し遂げるには相当の期間を要することから、長期にわたり十分な財源を確保する仕組みを構築するとともに、国自らが漁業者に寄り添って、円滑な支援ができるよう、国の現地体制を整備すること。

127 ALPS 処理水の処分に係る風評対策等

【内閣府、復興庁、総務省、外務省、
農林水産省、水産庁、経済産業省】

ALPS 処理水の取扱いについては、去る4月13日に、政府が処分に係る基本方針を決定したところである。

これに対し、漁業者を始め、農林水産業関係者等多くの方々から、新たな風評の発生を強く懸念する声が上がっている。

国においては、当県が置かれている厳しい状況をしっかり受け止め、処理水の処分により、これまで県民が積み重ねてきた努力の成果を後退させることのないよう、国が前面に立ち、福島県だけでなく日本全体の問題として、関係省庁が一体となって万全な対策を講じること。

1 丁寧な説明と正確な情報発信

国の基本方針やトリチウムに関する情報などについて、農林水産業関係者を始め、広く国内外に丁寧な説明と正確な情報発信を行うこと。

2 万全な風評対策等

(1) 新たな風評を発生させないという強い決意の下、厳しい環境に置かれている水産業のみならず、農林業等に対する万全な風評対策を講じること。

また、対策の具体案を早急に示した上で、関係者の意見をよく聴き、実効あるものとする。

(2) 基本方針の決定による県産農林水産物等への影響の有無や影響の実態について、国において調査を実施し、風評による影響が生じた場合は、必要な措置を機動的に講じること。

(3) 対策を講じても風評被害が発生する場合は、東京電力に対し確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

128 仮置場の原状回復と特定復興再生拠点区域の農地除染

【復興庁、環境省、農林水産省】

除染仮置場として使用されていた農地については、生育ムラの原因と対策を明らかにするため、水稻の生育調査を継続するとともに、原状回復工法の見直しを含め、返地後の営農再開に支障を来すことのないよう適切な措置を講じること。

農地の除染については、農地としての利用を考慮して除染を行うとともに、除染完了後の農地において不具合が発生した場合は、国の責任により解消に必要な措置を講じること。

129 凍霜害対策に係る技術開発や資材の開発

【農林水産省】

果樹については、地球温暖化に伴い凍霜害を受けるリスクが高まっているため、凍霜害の危険度評価技術や効果的な凍霜害対策の技術及び新たな防霜資材を開発すること。

【必要な取組】

- ・地球温暖化の条件下での気温予測や晩霜害の危険度を評価する技術の確立
- ・凍霜害対策として、より省力的で低コストな技術対策の確立
- ・新たな防霜資材の開発（無煙燃焼資材、省エネ防霜ファン、温風防霜ファン等）

Ⅶ 県土整備

130 交付税・基金・交付金等にかかる財源措置等

【復興庁、総務省、国土交通省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和4年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう以下の措置を講じること。

- ① 移住・定住促進事業について、移住希望者の体験・見学活動や住宅確保、テレワーク環境の整備等の移住者向け財政支援など、移住希望者のニーズに応じた効果的な移住支援が可能となる柔軟で使いやすい制度とすること。
- ② 面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件を緩和するなど、運用の弾力化を図ること。
また、特定復興再生拠点区域における必要な事業等、復興の進捗状況に応じて対象事業及び対象経費を追加すること。

- ③ 適時的確な事業着手や複数年度にわたる継続的な事業への対応など、柔軟に切れ目なく取り組むことができるよう、基金造成の対象を拡充すること。

(3) 被災者支援総合交付金の予算確保

仮設住宅から災害公営住宅等への移行や避難生活の長期化など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、民間団体による相談・見守り、交流活動、被災者の心のケア、子どもの健康支援などの様々な施策により、被災者の生活再建に向けた支援を行う必要があることから、被災者支援総合交付金については、長期かつ十分な予算を確保すること。

131 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、水産庁、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備等を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保すること。

(2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業及び港湾事業などについて、当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

(3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金、水産物供給基盤整備事業等）の財源を十分に確保すること。

特に、防災・減災が主流となる社会の構築のため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策や、「予防保全」への本格的な転換が急務であることから、防災・減災や長寿命化対策に要する財源について十分に確保すること。

132 県民の安全・安心確保のための事業に対する財政支援 【内閣官房、総務省、復興庁、国土交通省】

(1) 県民の安全・安心確保のための事業の継続的予算の確保

県民のいのちや暮らしを守るために実施している、人家、防災施設、公共インフラ・ライフライン施設等の保全を目的とした砂防関係施設の整備や流木対策等の土砂災害防止対策、治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐことを目的とした河川改修について、事業の早期完了を図るため、防災・安全交付金等において今後も継続的な予算確保を図ること。

また、近年頻発する水災害・土砂災害から生命と財産を安定的かつ継続的に守るため、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策に必要な予算の確保を図るとともに、県民の安全・安心を確保する取組について、地方負担を軽減するための措置を講じること。

(2) 「高潮浸水想定区域指定」にかかる財政支援

海岸ごとの高潮浸水想定区域図や高潮ハザードマップの検討・作成費用については、防災・安全交付金の津波・高潮危機管理対策緊急事業により効果促進事業として認められているが、当県における海岸は、復興により対策が概ね完了しており、対象となる基幹事業がないことから、交付金要件の見直しや地方債制度の適用などによる財政支援を図ること。

(3) 積雪寒冷地域の除雪費増加に伴う財政支援

「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、持続可能な除雪体制及び必要な予算を確保すること。

また、近年の異常降雪や労務単価の高騰及び諸経費率の上昇によって道路除雪に関わる経費が年々増加傾向にあり、財源確保が喫緊の課題となっていることから、引き続き必要となる除雪費について、財政支援を図ること。

133 帰還困難区域等の復興・再生

【総務省、国土交通省、環境省】

(1) 特定復興再生再生拠点区域等における除染・産業廃棄物・建設副産物の適正処理

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域外であっても、国土保全のための河川・海岸の災害復旧事業の実施に当たっては、除染及び産業廃棄物、建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実にを行うとともに、生活環境の整備や生業の再生などに対する十分な予算を確保し、拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援し、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除すること。

(2) 放射性物質の影響を受けた建設副産物等への対応

放射性物資を含む建設副産物等の処理方法および受入先について、中間貯蔵施設等への搬入や民間処分業場への搬入に向けた連携調整など、引き続き協議調整を図ること。

134 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【復興庁、総務省、経済産業省、国土交通省】

(1) 浜通り地域等への交流人口の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進への取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要であることから、イノベ地域の関係者が連携した来訪者の増加や交流拡大や県内外から移住・定住を促進する取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス強化道路の整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うこと。

(2) ロボットテストフィールド（RTF）を活用したインフラ関連施策の推進

i-construction やロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においてもロボットを活用した新技術の開発や技術支援を継続するとともに、研修会や講習会等については、RTFを積極的かつ継続的に利用すること。

135 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、全面的な財政支援を講じること。

136 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「小名浜道路」を始めとした「ふくしま復興再生道路」や、中通り・会津から浜通り地方へ連絡する「地域連携道路」等の整備を進めている。しかしながら、避難地域等の復興はいまだ途上であり、事業着手後間もない箇所が存在するなど、今後も継続して中長期的な対応が必要となることから、復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

(2) 第2期復興・創生期間以降の復興事業（道路事業）の予算確保

避難地域12市町村内の道路の整備については、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、避難地域の復興を成し遂げるため、第2期復興・創生期間以降における必要な予算を確保すること。

また、避難地域では、地域の課題となっている隘路や復旧・復興工事による道路の損壊が、新たな移住者を呼び込む上で妨げとなることから、地域住民や移住者等が安全に通行できるよう、道路改良や修繕等に必要な予算確保を始めとした支援を講じること。

(3) 常磐自動車道（仮称）小高スマートICの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートICについて早期整備が図れるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(4) 常磐自動車道を始めとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野 I C～山元 I C間」のうち事業化となった区間「浪江 I C～南相馬 I C間の一部区間 (L=1.9km)」及び「相馬 I C～新地 I Cの一部区間 (L=6.0km)」の早期完成や残る区間について早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道 6 号勿来バイパスの早期整備及び常磐バイパスにおける渋滞箇所の解消を図ること。

137 長期避難者に対する支援の継続

【復興庁、国土交通省】

(1) 復興公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業

原発事故により長期避難を余儀なくされている避難者の厳しい生活再建状況や風評被害、人口減少など多くの課題を抱えている避難地域等の復興状況を鑑み、現行の支援水準を維持すること。

(2) 建築確認申請等手数料の減免に対する財政支援

特定行政庁が行う建築確認申請等の手数料減免に対して、令和 4 年度以降も震災復興特別交付税の措置を継続すること。

また、指定確認検査機関が行う相当数の建築確認申請等の手数料減免について、令和 4 年度以降も国庫補助を継続すること。

138 早期の災害復旧に向けた対応について

【総務省、国土交通省】

(1) 災害復旧事業の推進に係る業務委託費等の確保

査定設計書を作成するために必要となる調査、測量及び設計に関する委託費が大きな負担となっているため、公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金がすべての事業で対象となるよう制度の拡充を図ること。

また、円滑な災害復旧事業の執行を図るために発注者支援業務委託等を実施する必要があることから、工事雑費算定率の嵩上げや業務委託費等に充当できる新たな委託費補助制度を設けることや、特別交付税の配分など必要な財源を十分に確保すること。

(2) 災害関連事業の制度拡充

災害関連事業について、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川において堤防が決壊するなどの甚大な被災が生じた場合に、災害復旧事業費に対する改良費について、予算の上限を設定せず、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、制度拡充を図ること。

(3) 災害関連緊急砂防事業等の充実

災害関連緊急砂防事業等を当該年度に迅速に実施するためには、年度途中で財源を捻出する必要があることから、災害関連緊急砂防事業等に係る国費率の嵩上げや地方負担に係る全額交付税措置など、万全の財源措置を講じること。

また、当該事業は、原則として年度内完成の見込みのあるものとしているため、年度途中で災害が発生した場合、適正な工期の確保が困難なことから、大規模土砂災害に対し複数年施工できるよう制度の拡充を図ること。

(4) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択基準の緩和

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択基準として、激甚災害に指定されていることが前提条件となっていることから、激甚災害に限らず適用できるように採択要件の緩和を図ること。

また、近年、激甚化・頻発化する水災害等に対応するため、人工斜面（宅地擁壁等）における豪雨に伴うがけ崩れについても、特例措置の対象となるよう運用の拡大を図ること。

139 国との連携による「流域治水」の推進

【総務省、国土交通省】

(1) 流域治水の取り組みを推進するための財政支援

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害等に対し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を十分に確保すること。

また、今年度策定予定である二級水系の流域治水プロジェクトに基づく取組を効果的に実施するため、技術的支援と十分な予算確保により引き続き支援すること。

(2) 阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの早期推進

令和元年東日本台風により甚大な被害を受けた阿武隈川について、頻発化・激甚化する豪雨災害から県民の生命・財産を守るため、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの早期推進を図ること。

(3) 福島県緊急水災害対策プロジェクトへの支援

令和元年東日本台風による災害の対応として、河川改修促進等のハード対策や、危機管理型水位計の設置拡大等のソフト対策などの県の取り組みをまとめた「福島県水災害対策プロジェクト」を実施することとしており、このプロジェクトに集中的に取り組むため、防災・安全交付金や補助事業等の財源を十分に確保すること。

(4) 土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査にかかる費用に対する国費率の嵩上げ及び起債の適用

「土砂災害防止対策基本指針」が変更され、高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれのある箇所抽出に努めるものとされ、基礎調査対象箇所が増大が見込まれることから、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査については、今後も十分な予算を確保すること。

基礎調査に係る予算については起債が適用されないため、基礎調査に係る予算の確保が困難となっていることから、地方負担を軽減するために、国費率の嵩上げや起債充当を認めること。

(5) 市街地における浸水対策の推進

令和元年東日本台風において、内水氾濫により市街地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、「流域治水プロジェクト」に位置づけられた雨水幹線や排水ポンプ施設の整備、本川、支川及び内水を考慮した「複合的なハザードマップ」作成など、ハード・ソフト両面から取り組む浸水対策に必要な財源を十分に確保すること。

140 国土強靱化の推進に向けた支援

【内閣官房、総務省、国土交通省】

(1) 福島県国土強靱化地域計画に位置づける国土強靱化関連事業への重点的な支援

当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震など重ねて甚大な被害を受けており、気候変動に伴う頻発・激甚化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県国土強靱化地域計画に位置づける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災推進のための取組に必要な予算を確保すること。

(2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による支援

予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算を通常事業と別枠で当初予算により措置するとともに、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な予算を確保すること。

(3) 老朽化対策に関する財政支援の継続

令和3年度で終了予定の「公共施設等適正管理推進事業債（平成30年1月9日総務省）」について、令和4年度以降も支援の継続と予算の確保を行うこと。

(4) 防災・減災対策等の事業推進

突発的な災害対応で臨機に活用が図られるよう、「防災・減災対策等事業推進費」のさらなる事業拡大に向けて取り組むこと。

(5) 地方整備局等の体制の充実・強化

大規模災害等への事前の備えや初動体制の強化に向けて、被災した自治体への応援職員の派遣や必要な技術的助言、財政面での支援などを強化するため、地方整備局の体制充実や強化について努めること。

141 下水道事業の推進による水災害の防止と水環境の改善に向けた支援について

【国土交通省、環境省】

(1) 下水道の整備に関する財政支援の継続

浸水対策の強化による水災害の防止と未普及対策による水環境の改善に向けて、下水道の整備率向上に向けた財政支援を継続すること。

(2) 下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実

県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

(3) 下水道施設の耐水化リスク対応に関する財政支援の継続

災害時において下水道施設の機能を確保するため、下水道施設の耐水化の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

(4) 下水道の広域化・共同化に関する財政支援の強化

下水道をはじめとする汚水処理事業の事業運営を効率化する広域化・共同化の取組をより一層促進するための財政支援を強化すること。

(5) 県中浄化センターにおける下水汚泥の処理

県中浄化センターに保管されている高濃度放射線に汚染された下水道汚泥をできる限り早急に搬出すること。

142 活力ある県土基盤構築に向けた道路ネットワークの整備に対する支援

【国土交通省】

(1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備・早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸の整備（国道4号（矢吹鏡石道路、伊達拡幅）の早期完成、国道4号矢吹町以南の早期全線4車線化

中通り軸として、国道4号（矢吹鏡石道路、伊達拡幅）の早期完成を図るとともに、国道4号矢吹町以南の早期の全線4車線化を図ること。

(3) 中通り軸の整備（国道13号西道路・北伸区間の事業化）

国道13号について、福島西道路Ⅱ期工区の早期完成を図ること。あわせて、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、「国道13号～国道4号間」の北伸区間について計画策定を早期に行うこと。

(4) 横断道軸の整備（磐越自動車道の4車線化及び国道49号の早期整備を図ること）

4車線化優先整備区間に選定された磐越自動車道の「会津若松IC～安田IC間」のうち事業化となった「会津坂下IC～西会津IC間の一部区間（L=8.8km）」及び「西会津IC～津川IC間の一部区間（L=8.8km）」の早期完成や、残る区間についての早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央JCT間」についても、4車線化優先整備区間に選定すること。

また、国道49号（北好間改良、会津防災事業等）の早期整備を図ること。

(5) 南部軸の整備（国道 289 号（八十里越）国直轄権限代行事業の早期整備）

国道 289 号で唯一交通不能区間の八十里越について、引き続き国直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

(6) 重要物流道路の追加指定及びダブルネットワークの構築

重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定にあたっては、引き続き、地域高規格道路等の既存ネットワーク計画の見直しを含め、地方の意見を十分に反映して指定するとともに、平時・災害時を問わない安定的な人流・物流の確保に向けたダブルネットワークの構築を図るため、重点的な支援を行うこと。

143 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【国土交通省】

(1) 物流拠点としての小名浜港の整備

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港については、産業と生活に必要な資源及び復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給する拠点港として東港地区の整備を進めており、令和元年 12 月には一部供用を開始したところであるが、次世代エネルギーの需要増加など小名浜港の貨物量は今後も益々増加する見込みであり、東港地区の全面的な利活用が必要であることから、国際物流ターミナル整備事業（国・沖防波堤等整備）を更に促進すること。

(2) 重要港湾相馬港の整備

復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で効率的な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の財源確保に努め、沖防波堤の予防保全事業（防波堤嵩上げ）を促進すること。

(3) 外航クルーズ船の受け入れに向けた財政支援

外航クルーズ船の誘致は、一度に大勢の観光客が広域的に観光することによる地域活性化、東日本大震災からの復興状況の発信による風評被害の払拭を図るうえで重要であることから、クルーズ船寄港に必要な港湾施設整備への財源確保に努めること。

144 福島空港への支援

【内閣府、総務省、外務省、復興庁、国土交通省、観光庁】

(1) 空港整備事業の財源確保

今後の空港利用拡大に向けて、航空機が安全に活用できる基準を満たし、防災拠点としての役目を果たせる空港の整備に向けて、滑走路端安全区域（RESA）整備事業や滑走路舗装改良事業など、安定した財源確保に努めること。

(2) 「公共施設等適正管理推進事業債」における空港施設への適用拡大

長寿命化事業に対して、「公共施設等適正管理推進事業債（平成30年1月9日：総務省）」により、道路施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設及び農道で活用が図られており、施設の修繕・更新が可能となったが、施設の老朽化対策が急務である「空港施設」についても対象とすること。

(3) 新型コロナウイルスの影響を受ける国内航空会社に対する財政支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営状況が急激に悪化している国内航空会社は、就航路線の運航計画見直し（運休・減便）を迫られるなど、苦境に立たされている。

福島空港は、県民の活動を支える極めて重要な交通インフラであり、東日本大震災後、国際線の運休が続く中で、大阪（伊丹）線と札幌（新千歳）線の路線を維持することは、震災と原発事故からの本格復興に向かう当県にとって、企業・経済活動及び地域間交流の促進に当たって最も重要な課題のひとつと

なっている。

県では、これまでも路線の維持・拡充対策として空港使用料の減免措置を講じているが、新型コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、国内航空会社に対する更なる支援が必要であり、また、空港を管理運営する事業者の経営や県の財政を圧迫する事態となっている。

このため、国は苦境に立つ国内航空会社、空港運営を担う事業者の経営改善及び県に対する財政支援として、空港使用料・航空機燃料税の減免や県が実施する事業者への支援に対する交付制度の継続、固定経費の中で大きな負担となっている空港ビル等の賃借料の補助、地方空港路線の維持・拡充を図るための航空会社に対する運航費の補助を行うなど必要な措置を講じること。

(4) 福島空港の国際定期路線就航に向けた支援について

福島空港の国際定期路線は、震災前まで中国（上海）、韓国（ソウル）に運航していたが、原発事故に伴う風評により10年以上運休しており、再開が見通せない状況が続いている。

当県は、他県に比べ外国人観光客の伸びが鈍く、今後、本格復興の歩みを加速させ、経済効果を全県に波及させていくうえで、国際定期路線の誘致が必要である。

そのためにも、福島空港国際定期路線の就航に向け、今後運航が見込まれる国、地域に対して、国が前面に立って働き掛けを行うほか、税関、入国審査、検疫といった受入体制を維持・拡充すること。

また、福島空港国際定期路線の就航に関する県の取組を支援すること。

(5) 福島空港の防災拠点等への位置づけ

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、万が一、首都直下地震などの大規模かつ広域的な災害が起こった場合に備え、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点としての施設等整備を行うこと。

145 「街なかのにぎわいと安全」を支える街路整備事業の財源確保

【国土交通省】

街路は都市の骨格を形成し、都市の活動を支える役割に加え、都市防災機能など多面的な機能を有するが、事業費の減少が著しく、計画的な整備に支障をきたしていることから、街なかのにぎわいと安全を支える街路整備事業について十分な財源を確保すること。

146 健康長寿や子ども・子育て環境に配慮したインフラ整備への支援

【国土交通省】

(1) 都市公園の利活用促進に向けた事業への支援について

コロナ禍における健康維持や、子育てしやすい都市づくりを推進するため、都市公園の利活用促進に向けた整備等に対する支援を充実すること。

(2) 通学路や歩道等の安全確保に向けた事業への支援について

子育てしやすい都市づくりを推進するため、通学路や歩道等の安全確保に向けた事業への支援を充実すること。

(3) 自転車の利活用推進に向けた事業への支援

当県の健康長寿及び観光の推進に向けて、福島県自転車活用推進計画による自転車の利用環境整備への支援を充実すること。

147 福島新エネ社会構想の実現に向けたインフラ整備への支援
【復興庁、経済産業省、国土交通省】

(1) 水素拠点へのアクセス道路整備、関連事業の支援継続

「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、社会資本整備総合交付金（復興枠）で実施中の水素拠点へのアクセス道路の整備など、関連事業の支援について継続すること。

(2) カーボンニュートラルポートの整備に向けた取り組みの推進

国際物流の結節点・産業拠点となる小名浜港において、次世代エネルギーの大量輸入や貯蔵、利活用を図るとともに、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を通じて温室効果ガスの排出を全体でゼロにする「カーボンニュートラルポート」の形成を積極的に推進すること。

148 当県の復旧・復興を推進するための施工確保対策への支援
【復興庁、経済産業省、国土交通省】

(1) 復旧復興事業における施工確保

大規模な復旧復興工事が継続している中、引き続き、入札不調や施工確保への対策が必要であり、現在適用している復興係数・復興歩掛については、引き続き県内全域を対象に継続すること。

(2) 自治法派遣職員による支援の継続

東日本大震災復旧・復興事業及び令和元年東日本台風関連防災・減災対策を進めるため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援について継続すること。

149 市町村の復旧・復興を推進するための取り組みへの支援
【財務省、総務省、国土交通省】

(1) 災害査定実施時期の延長や査定簡素化等の措置の継続

避難指示区域内（旧避難指示区域を含む）はまだ査定が完了していない箇所（町）があるため、今後も査定の簡素化等の措置を継続すること。

(2) 土木・建築技術者の人材育成と人員確保に向けた取組への支援

土木・建築技術者の人員不足に対応するため、土木建築分野におけるイメージアップを推進するとともに、人材育成に向けた講習会や研修会の開催等により支援を行うこと。
（市町村の職員を含む）

(3) 下水道の整備に関する財政支援の継続

浸水対策の強化による水災害の防止と未普及対策による水環境の改善に向けて、下水道の整備率向上に向けた財政支援を継続すること。

(4) 下水道施設の老朽化対策に関する財政支援の充実

県及び市町村の下水道施設に係る老朽化対策の着実な推進に向けた財源確保について支援を充実すること。

(5) 自治法派遣職員による支援の継続

東日本大震災復旧・復興事業及び令和元年東日本台風関連防災・減災対策を進めるため、県及び市町村に対する自治法派遣職員による支援について継続すること。

150 デジタル化を推進するための取り組みへの支援

【総務省、国土交通省】

(1) 建設生産プロセスのデジタル変革に必要な財政支援

建設産業の働き方改革の更なる推進に向け、建設生産プロセスの各段階にデジタル技術の活用が必要となるため、受発注者双方における機器類の確保など環境整備に係る支援策について、柔軟かつ充実化を図ること。

(2) 地方におけるインフラ分野のDX推進に係る技術支援

インフラ分野のDX推進に向けて、自治体や中小建設企業の人材育成・技術支援に関する支援体制や制度の構築など、支援を充実すること。

151 工業用水道施設整備補助制度の拡充

【経済産業省】

- ・耐震化等強靱化事業に係る工業用水道事業費補助金について、施設整備に係る補助対象範囲を拡充するとともに、それに見合う十分な予算を確保すること。
- ・東日本大震災や令和元年東日本台風など頻発する地震や台風などの大規模な自然災害に備え、工業用水道施設の整備に係る補助金の嵩上げ及び重点配分を行うこと。

152 避難地域等における教育環境の整備・充実

【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から10年が経過した今もなお、3つの町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、特にこれから地元での学校再開を目指す大熊町・双葉町、避難先でも学校運営を継続している富岡町においては、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を、引き続き行うこと。

- ① 保護者が通わせたい、また、子どもたちが通いたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域12市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、引き続き予算を確保すること。
- ② 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。
- ③ サテライト校として教育活動を続けている富岡支援学校への支援を継続するとともに、富岡支援学校の双葉郡内への早期帰還のため、新校舎の整備や旧校舎の解体等の環境整備について支援を行うこと。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

福島県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、平成 31 年 4 月に開校したふたば未来学園中学校及び先行して開校しているふたば未来学園高等学校の寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流など魅力ある教育活動や、海外研修における渡航費への支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のコーディネート力の向上を図る取組に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員を継続して配置できるよう、予算の確保・拡充を図ること。

153 福島イノベーション・コースト構想を支える教育・人材育成 【復興庁、文部科学省、経済産業省】

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。第2期復興・創生期間においても継続する息の長い取組であり、構想を担う人材の育成は極めて重要な取組である。

(1) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、工業、農業、水産業、商業等の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を引き続き確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線・防災教育、プログラミング教育及びふるさとへの理解を深める教育等を推進する予算を確保すること。

さらに、検討が進められている国際教育研究拠点については、地元の高校等と連携して本構想の実現のための人材育成を行うこと。

加えて、全国の大学等の復興知を活用した学術研究活動支援事業（復興知事業）は、地域の課題解決や人材育成、交流人口の拡大等に大きく寄与してきたことから、令和4年度以降も各大学等の浜通り地域等における活動を支援するとともに、大学等の教育研究活動の支援に必要な予算を十分に確保すること。

(2) 小高産業技術高等学校への継続的支援

地域復興と福島イノベーション・コースト構想に寄与する人材の育成に向けた教育活動の充実を継続的に支援すること。

学校及び産業界、地方公共団体が一体となった最先端の職業人材育成システムを構築するため、高度な知識・技術等を身に付けた企業技術者の学校への配置や産業界等の施設・設備を共同利用しながら実験・実習を実践することができるよう、必要な教員の加配や予算の確保等、支援を継続すること。

154 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率は、全体的に改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率の全国との差は、震災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童、生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

(5) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や当県

が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

155 震災の教訓の継承

【復興庁、文部科学省】

震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝えて教訓とするとともに、国内外の風評払拭を自ら行う力を養うため、高校生が語り部活動を国内外で実施するための経費や小中学生の裾野拡大のために必要となる経費を支援すること。

156 子どもたちの健やかな成長を支える取組

【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 学校給食の放射性物質検査の継続

児童生徒や保護者の学校給食に対する不安が未だ払拭されていないため、学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について財源措置を継続すること。

(2) 部活動指導員を活用するための予算の確保

教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるようにするため、「部活動指導員」や「スクール・サポート・スタッフ」に関する十分な予算を確保すること。

157 被災した文化財への支援

【復興庁、総務省、文部科学省、文化庁】

(1) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への支援の継続

復興事業に伴う埋蔵文化財調査のために、継続的に予算措置を講じること。

(2) 被災した博物館資料の管理保管に関する予算措置

東日本大震災で被災した博物館資料の修理及び仮保管施設で管理保管するための予算措置を継続すること。

特に、大熊町・双葉町については、町内の一部が避難指示解除となったものの、文化財の管理などを行う機能の整備を行う段階に至っておらず、資料返還の時期について全くの未定であるため、町への返還が可能となるまで、継続的な予算措置を講じること。